

一般社団法人 北海道地域農業研究所

会報

地域と農業

第 109 号

Apr.2018

Spring

特集Ⅰ 力強い北海道農業の構築に向けて 第5回
「フードシステムの視点から」

特集Ⅱ 平成29年度農業総合研修会
■ 「情勢報告—メガFTA時代を迎える日本農業—」
■ 「空知地域の稲作・水田農業の現状と対応」



北の大地を 支える力。

地域に根をはり、全道に広がるネットワーク。
私たちは、農業機械・自動車・燃料などの事業を通じて
日本の食料基地北海道の営農ライフラインを支えます。



株式会社

ホクレン油機サービス

●本社／札幌市厚別区厚別中央1条5丁目1番10号
☎011(892)1551 FAX 011(891)1339

●岩見沢支店／岩見沢市4条東15丁目3番地 ☎0126(22)4421
●旭川支店／旭川市永山2条13丁目1番28号 ☎0166(48)1181
●稚内営業所／稚内市声間4丁目26番12号 ☎0162(26)2111
●網走支店／網走市字呼人382番地 ☎0152(48)2111

「豊かな大地を包みつつける」



 **ホクレン包材株式会社**

代表取締役社長 寺尾 勲

本 社 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 北農ビル17階
TEL(011)222-3401 FAX(011)222-5394

工 場 雨竜郡妹背牛町字妹背牛414番地の1
TEL(0164)32-2490 FAX(0164)32-3120

地域と農業 Vol.109



表紙：鷹栖町「パレットヒルズ」

花見風景

写真提供：鷹栖町役場

目次

2 **地域農研NOW** 新年度を迎えて ～理事会での事業計画検討など～

4 **所長の直言** 「食料自給率向上」！更に進んで「食糧主権」の確立へ
—「食料安全保障の大切さ」を憲法に明記～八割の賛成で、スイス—
一般社団法人 北海道地域農業研究所 副理事長・所長 **飯澤理一郎**

10 **特集Ⅰ** 力強い北海道農業の構築に向けて 第5回
「フードシステムの視点から」
千葉大学 名誉教授・昭和女子大学 客員教授 **斎藤 修**

20 **特集Ⅱ** 平成29年度農業総合研修会
「情勢報告—メガFTA時代を迎える日本農業—」
北海道大学 大学院農学研究院 准教授 **東山 寛**
「空知地域の稲作・水田農業の現状と対応」
ホクレン農業総合研究所 特任技監 **仁平 恒夫**

59 **レポート** 「改正畜安法の詳細とこれからの指定団体ホクレンについて」
ホクレン酪農畜産事業本部 酪農部長 **村上 淳**

66 **Essay** 「地域で見つけた宝物」
農林水産省北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課
6次産業化担当専門官 **蝦名 理恵**

71 **研究所だより** 出版助成書籍紹介
北海道大学 大学院農学研究院 教授 **近藤 巧**
輸入抑制のための道産たまねぎ加工対策の意義と役割

74 **連載** わがマチの自慢 No.17 鷹栖町
一般社団法人 北海道地域農業研究所 研究参与 **富澤 哲**

82 掲示板・お知らせ・DATA FILE

新年度を迎えて、理事会での事業計画検討など

□美瑛町青色申告会研修

(二月二四日)

美瑛町農業青色申告会役員(会長神成一弘氏)一〇名が『畑作経営の情報収集』をテーマとした「農業経営の分析・診断、経営基盤強化のための六次産業化について」研修に来札されました。



研修を受けられる美瑛町農業青色申告会役員

□自主研究「農協による生活インフラの形成・農村生活史」研究班会議の開催

(二月九日・一九日)
研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□平成二九年度農業総合研修会を開催

(二月二三日)

今年度は、事業計画に基づく地方開催として、岩見沢市の平安閣にて北農中央会岩見沢支所との共催で開催しました。

演題「メガFTA時代を迎える日本農業」と題して、北海道大学大学院農学研究院・准教授東山寛氏、更に、演題「空知地域の稲作・水田農業の現状と対応」と題して、ホクレン農総研・特任技監仁平恒夫氏の二氏に講演していただきました。講演の内容は今号の「特集」に掲載しています。

□北海道農業公社委託事業報告会を開催

(二月二七日)

北海道農業公社から受託した課題(十勝育成牧場の運営検討支援業務)の報告会を開催しました。

□北海道農業公社委託事業報告会を開催 (二月二八日)

北海道農業公社から受託した課題(土地利用型農業の経営継承問題に関わる調査)の報告会を開催しました。

□JAカレッジ委託事業報告会を開催 (三月一日)

JAカレッジ(北海道農業協同組合学校)から受託した課題の報告会を開催しました。

□北農五連委託事業報告会を開催

(三月六日)

北農五連から受託した課題(新たな農協間協同に基づく広域農業振興の可能性に関する調査)について、報告会を開催しました。

□自主研究「六次産業化・農商工連携の展

開と農畜産物・食料市場のニューウエー

ブ」研究班会議の開催 (三月一三日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。



北農5連委託事業報告会(3月6日)

□自主研究「消費者交流事業の展開とその効果」研究班会議の開催 (三月二〇日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□平成二九年度参与会を開催 (三月二二日)

JA北農ビル一九階会議室において、平成二九年度の参与会を開催いたしました。ご出席の参与の皆様から貴重なご意見を多数頂きましたが、今後の事業推進に反映させるよう取り組んでまいります。

□自主研究「准組合員問題に関する調査研究」研究班会議の開催 (三月二九日)

研究者が同席して、研究班会議を開催しました。

□第五回理事会を開催 (三月三〇日)

JA北農ビル一九階において開催いたしました。新規会員の加入、平成二九年度の事業実施報告、平成三〇年度事業計画案の審議などをおこないました。

所長の直言

「食料自給率向上」！

更に進んで「食糧主権」の確立へ

―「食料安全保障の大切さ」を憲法に明記し八割の賛成で、スイス―

一般社団法人 北海道地域農業研究所 所長 飯澤 理一郎

三八%の食料自給率に思う

農水省は昨年八月九日、一六年度の食料自給率（カロリーベース。以下、特にことわりなき限り同）を発表した。翌日の日本農業新聞は「食料自給率三八%―六年度―九三年冷害に次ぐ」と報じた。「九三年冷害に次ぐ」との表現には「恐れてはいたが、ついに!」とする諦めと

も嘆き・溜息ともつかぬ心情が見え隠れしているようである。また「より現実的に」とかで三年程前、目標を五〇%から四五%に下げたばかりなのに、↑上がるどころか史上最低ラインに下がるとは何事か!」との怒りが込められているようにすら見える。

今回はこれを一つの材料に、食料自給率を巡る諸問題や食糧主権の問題についての我々の見解を開陳することにした。

九三年冷害と言えば忘れもしない。天候不順に見舞われ、特に東北・北海道地方では山背が吹き荒れ、記録的な冷夏に遭遇し甚大な冷害凶作に襲われた。米の作況指数は青森県二八、岩手県三〇、宮城県三七、北海道四〇と半分に遠く及ばなかった。主産地域での「大凶作」は、「需要と供給との均衡」を目指し、強力な「減反政策」が取られている中において、人々に「米不足」への不安を抱かせ

るのに十分であった。米価は高騰を続け、品不足も常態化した。長粒種への根強い忌避感や緊急輸入米へのネズミなどの異物混入問題もあり、小売店の店頭には国産米を求める人々の長蛇の列ができ、一種の騷擾状態さえ現出し、「平成米騒動」とも命名された。

「平成米騒動」とのおどろおどろしい言葉の陰に隠れてしまい、その年の食料自給率が何%だったのか？ 俄には思い出せないが、農水省資料によれば何と三七%。一六年産の三八%よりたったの1%しか低くないのである。平成米騒動、三七%の時はあれ程騒いだのに今回は騒ぐどころかシーンと静まりかえっている。九三年は前年の四六%から三七%へ九%もの下落だったからびっくりしたが、今回は三九から三八%へ、たったの1%だけだったからであろうか。それとも前回「米」で、今回は「その他」だったか

らであろうか？ 実に「鮮やかな」奇妙な「対照と言えなくもない。

多分、両者とも正解であろうが、より強く「米」の影響が大きかったのである。我々も海外調査などの際、他国の米、もちろん長粒種にもお目にかかるが、我が政府が「日本の農産物・米は美味し」と胸を張るのが分かる気がする。こうしたこともあってか、強力な「減反政策」がとられているとは言え、米は九三年を除けば自給率ほぼ一〇〇%を維持している。もちろん、特にWTO締結後、ミニマム・アクセス米もあり五〜六%ほどの輸入も見られるとは言え、わが米市場が輸入米に席卷されつつあるとはとても言えない。

しかし、だから良い、問題なしと言うものでもない。食料自給率三八%では養えるのは四、八〇〇万人ほど。総人口一億二、七〇〇万の三分の一強ほどでしか

ない。これでは、いかに「縮小日本」とか「地方消滅」などと騒がれ、人口の大激減が予想されようと、それすら養えない。例えば厚労省が推計する「半世紀」弱後、二〇六五年の総人口八、八〇八万人すら、養うには遠く及ばないのである。

周知のように、わが国の食料自給率もとも低かったわけではない。「三種の神器」など、大量で多種多様な消費財が市場に溢れ出した第二次高度経済成長期への突入点、一九六〇年の食料自給率は七九%にも及んでいたのである。しかし、その六年後、六六年には七〇%を、七一年には六〇%を、八八年には五〇%を、そして二〇一〇年には四〇%を割り込んだ。この間、一〜二%程度の「四捨五入誤差」とも思える程度の昇降はあったものの、本格的な回復・上昇は一度たりとも経験しなかったと言って良い。行

く末は二〇％台か、一〇％台か。実に、背筋がゾツとする数値である。

ところで、このところ、顕著な栄養不良や餓死の大量発生、などとトンと聞かないから、三〇％台後半とは「二〇—四〇弱」の六〇％強を輸入に頼らざるを得ないことを意味する以外の何ものでもないことを、しっかりと確認しておきたい。食料「自給弱者」もしくは「供給弱者」でも言えようか。そして問題なのは、こんな状態の中で果たして「遺伝子組み換えはイヤ」とか「〇〇の添加物やポスト・ハーベスト農薬はダメ」などと言っていられるだろうか。また、相手方がスンナリと聞いてくれるであろうか。とても疑問なしとはいえない。これでは「安全性・安心性」も何もあったものではない。こう考えてくると、現行の食料自給率水準はもはや「危機水域」に突入しているのであり、何としても反転、上

昇させていかなければならない、と思うのは我々だけであろうか。

食料自給に努める各国 それは国の責務！

とは言え、それがそう簡単に実現できるものだとも思えない。

振り返って見れば、食料の「海外依存」路線は戦後間もなくのMSA小麦に始まったように思える。恒常的なアメリカ小麦の大量輸入は、パンやフライ類などの小麦食を何としても我が国に根付かせなければならぬ。そのためか「豊葦原瑞穂の国」＝日本の学校給食が「粉食」基本とされ、また、ほぼ同時に食生活の「近代化」「高度化」の大合唱がおき、小麦食や油脂食、肉食の美味しさを実演提供する調理機能付きのキッチンカーが全国を行脚した。そして、ようやく米自

給の目処のついた一九五〇年代後半期、「米を食べば馬鹿になる」「体格の劣るのは米のせい」式の「悪質極まりない」意図的な言説が展開され、米離れの風潮を助長して行ったことは忘れられない。

食料の輸入依存態勢への傾斜はその後軌道修正されることはなく、特に重要な国際通商交渉時には強く表面にあらわれつつ一貫して続いてきたと言って良い。一九六〇年代のIMF八条国移行・OECD加盟時の農産物・食料の大胆な「市場開放」やWTO交渉時の「一粒たりとも入れないとは言えない」とか「食料価格が高く豊かさの実感がない」などの言説、またTPPや日EU・EPA交渉時の「わが国の経済停滞の主犯は食料市場の「閉鎖性」にあり」とするような言説を背景とした史上空前の市場開放などは、そのことを雄弁に物語っているよう。

わが国の「貿易立国・国際分業論」、食料の海外依存路線は半世紀以上に及び、実に「筋金入り」とも言えるのである。

さて、各国はこつした路線に拘泥するわが国をどんな目で見ているのであろうか。いや「貿易紛争やEPA・FTAへのこだわりなどを見れば各国とも同じだよ」と思えるかも知れない。しかし、果たしてそうであろうか。我々には決してそうは思えないのである。

その一つとして、EUやアメリカなどに広がる農業保護・保全の動きをあげておきたい。周知のように、EUはCAP（共通農業政策）に基づく直接支払い、アメリカは輸出補助金などの各種補助措置に基づき、膨大な予算を注ぎ込んで自国農業の保護・保全に取り組んでいる。戦後イギリスの食料自給率の「奇跡的な」回復もその一つと言えるかも知れない。カナダ二六四%、オーストラリア二

一三%、アメリカ一三〇%、フランス一七%、ドイツ九五%、イギリス六三%、イタリア六〇%などがそれを明確に示している。また、「風車と花の国」オランダですら六九%、食料安保を憲法に明記したスイスでさえ五〇%を確保している

のである。わが国はカロリー・ベースで低いだけではない。穀物ベースで見ても二八%と世界一七五カ国・地域中二五位。もちろん、欧米諸国はほとんど六〇%以上で、八〇%を越す国・地域も多い。わが国の下にいるのは砂漠か島嶼部の国、あるいは穀物を主食にしない国と言つのではあまりにも寂しい（各国の自給率に興味をお持ちの方は農水省ホームページ「世界の食料自給率」をご覧ください）。

ブッシュ前々大統領が食料・農業関係者集会で言ったとされる「食料自給はナショナル・セキュリティの問題だ。皆さんのおかげでそれが保たれている米

国はなんとありがたいことか。それにひきかえ食料自給できない国を想像できるか。それは国際的圧力と危険にさらされている国だ」が頭を過ぎるのは我々だけであろうか。

二つめに、良く指摘される「食料安全保障」の彼我のとらえ方の違いを挙げておきたい。我々が食料安保を語るとき「問題は国レベルで政府の責務・役割は決定的に重要」との考えとセットであるが、欧米では「個々人が妨害を受けず食料にアクセスできること」とされる。あたかも「国レベル」ではないので政府に責任はないと言いたげである。しかし、そうだろうか。膨大な国家予算を注ぎ込んで相当高い、中には一〇〇%を超す自給率を維持している中での話である。こつした中であつて更なる自給率の向上を政府に求めるのであろうか。もはや政府の役割は、可能な限り自由に食料にアク

セス出来る機会の保証に移動するのは理の当然としか言いようがない。

様々な動きを大きな流れに！ そして食糧主権の確立へ

どうも政府も食料自給率の低さを気にしているようである。一九九九年に制定された「食料・農業・農村基本法」は第一五条二項で「食料自給率の目標」を定める事項とし規定し、翌年制定された「食料・農業・農村基本計画」には「国民参加型の農業生産及び食料消費の両面にわたる取組の指針として」あるいは「消費者その他の関係者が食生活の見直し等について積極的に取り組むことを前提として」などの条件をつけながら、現行の五%アップの四五%が掲げられた。しかし、その後の推移は推して知るべしである。

ここは一念発起。政府はもちろん国民あげて自給率向上に向けての巨歩を歩み始めたいものである。事実、その動きは始まっていると見ても良い。「三分の一ルール」や賞味期限の見直し、あるいは長野県松本市で始まった「残さず食べよう！三〇・一〇運動」(例えば宴会の際、

まず開始三〇分間しっかり食べ、終わる一〇分前には残さず食べるというもの)やフードバンク運動などは、巷に一九〇〇万トンと言われる食料廃棄、九〇〇万トンの食品ロスの削減にとって極めて大きなことと言える。仮に廃棄部分が輸入物であったならば、食料自給率はそれだけでも大きく上がるからである。また、規格外品の有効利用も重要な課題と言える。モノによっては「規格外」と言っただけで三割も四割も廃棄されると言われる。それが利用されるとしたら、もちろん価格問題があるとは言え、少なくとも廃棄

部分にも耕地はもちろん生産資材や労力が使われているのであり、それを別のものの生産に回すことができ、一石二鳥になる可能性も高い。

我が日本では自給率の向上は諸外国に比べて、特に重要な気がしてならない。いかに市民農園がやはり、農村回帰の動きが強まっているとは言え、ドイツのクライン・ガルテンやロシアのダーチャのような歴史もなく、広がりもない。また、陸続きの他国もなく、わが国は四方が海に囲まれている。陸続きであれば陸路移動ができ、食料にもアクセスできる可能性が高い。「国境管理は厳格なはず」と思っている方も多いかも知れないが、中東・シリアやアフリカの、あるいはアメリカでの難民・移民問題を思い起こせば、国境管理はそんなに厳格ではなさそうでもある。厳格そうに見える中国でも「辺境貿易」と称して、両地域住民間での交

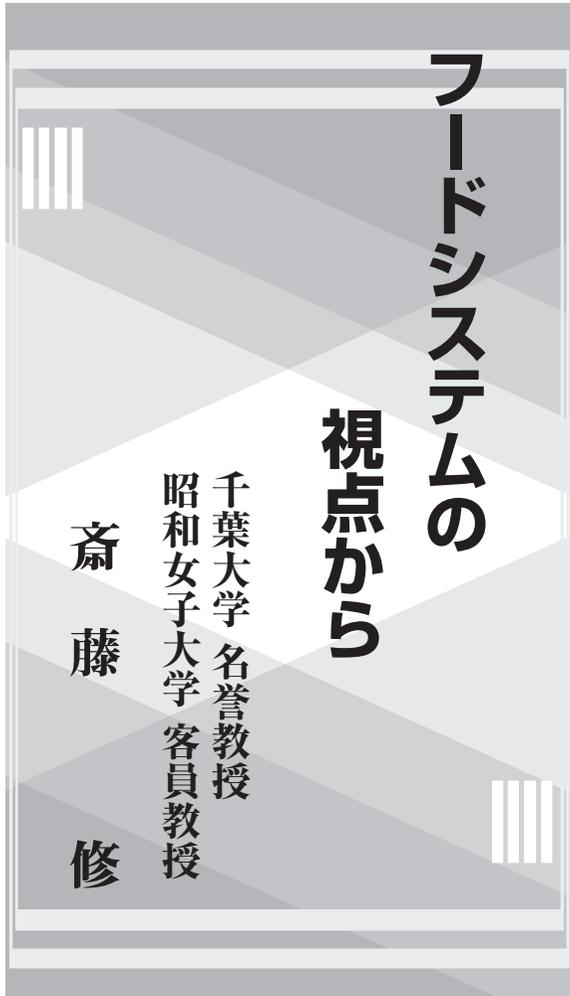
「易は許されているようである。わが国には、そうした条件はない。わが国の「フードマイレージ」が実に長大なのは必然で、食料の調達には長距離輸送や気温・湿度などの条件変化に耐え得る堅牢で大量の輸送手段が必要とされる。それを個々人が準備するのは不可能で集団で準備するしかない。国・政府の出番である。今こそ自給率向上に向けての「攻めの農業」を展開してもらいたいと思うのは我々だけであろうか。

今を去る一五年前、国連は「食糧主権」を提起、圧倒的多数（わが国も賛成）で採択した。それは「域内（国全体）だけではなく、たとえば愛知県とか名古屋市というような一定の地域内も含む）の農業生産と貿易（交易）を住民たちがもっともよいと考える状態にすること、どの程度の自律を保つかを決定すること、販売を中心とした農業だけではなく自給

的色彩の強い農の営みも推進することなどを含んだ、基本的に自分たちの身のまわりのことを決める権利」のことを言つとされる（西川芳明『種子が消えればあなたも消える』コモンズ、二〇一七、二〇頁）。まさに、食料のあり方について住民（広く国民）が自主的・主体的に決める権利Ⅱ『主権』を有すると言つ主張である。実に、自然・環境との調和や地域・ローカル市場の重視、そして農業の本質や食料の特質、そして小農が圧倒的とされるその生産のあり方を踏まえた規定であり、じっくりと味わい、是非実現したいものである。思えば、国連が二〇一四年を「国際家族農業年」、翌年を「国際土壌年」と定め、更に一九〇二八年を「家族農業の二〇年」としてしているのも食料安保、そして「食糧主権」につながるで見ているからかも知れない。また、一六年にユネスコが協同組合を

「無形文化遺産」に登録したのも、それらとの関連を無視しては考えられない。自給率向上から「食糧主権」の確立へ。そしてスイスで実現され、韓国でも議論が巻き起こっている憲法に食料安全保障を明記する日本を、是非実現したいものである。

力強い北海道農業の構築に向けて（第五回）



フードシステムの

視点から

千葉大学 名誉教授

昭和女子大学 客員教授

齋藤 修

一．フードシステムの視点と北海道農業

フードシステムの視点からこれまで取り組んできた研究をひまえて北海道農業への提言をすることにするが、北海道の農業を解明するにあたって、以下のスタンスをとることにしている。

第一は、北海道と南九州とを比較しながら、食品企業と産地

国連が世界各国に家族農業経営への支援を呼びかける中、わが国では家族農業経営を一層の市場原理のもとに置く農政改革が進められています。

停滞・低迷する日本農業の中で異彩を放つ北海道農業・農村の将来展望とその実現に必要な取り組み、農政のあり方、研究者・研究機関の果たすべき役割などに関して、前四回は道内の学識経験者から、今年度は道外の四人の学識経験者の方々から提言をもらいます。

第五回は千葉大学名誉教授・昭和女子大学客員教授・齋藤 修氏です。

の関係を見定めたいということである。南九州ではこの一〇年間に小売業だけでなく、外食・食品加工業等の連携が急速に進展し、例えば離島の石垣島のカボチャでさえ、イトーヨーカ堂が独占的に購入しようとしてきた。長崎県の流通業者が多くの産直システムを提案してきたが、宮崎県や鹿児島県では食品企業と産地との提携と同時に、農業生産法人が大規模化し、かつ



齋藤 修 (さいとう おさむ) 氏

- 1951年 埼玉県八潮市生まれ。千葉大学園芸学部を経て
東京大学大学院農学研究科博士課程修了（農業経済学）農学博士
1992年 広島大学教授（生物生産学部）をへて
1997年 千葉大学教授（園芸学部）
2016年 千葉大学名誉教授
2017年 昭和女子大学客員教授

【現在の主な社会活動】

農林水産省食料・農業・農村審議会専門委員、日本フードシステム学会会長（4期8年）、
内閣府総合科学技術会議専門委員などをへて、

現在、農林水産省国立研究開発法人審議会会長、日本フードシステム学会顧問

【最近の著書（単著・編著）】

- 齋藤修「フードシステムの革新とバリューチェーン」農林統計出版、2017
齋藤修編「日本フードシステム学会の活動と成果」農林統計出版 2016
齋藤修・佐藤和憲編「フードチェーンと地域再生」農林統計出版、2014
齋藤修・金山紀久編「十勝型フードシステムの革新」農林統計出版、2013
齋藤修・松岡公明編「JAのフードシステム戦略」農文協、2013
齋藤修「農商工連携の戦略」農文協、2011
齋藤修「食料産業クラスターと地域ブランド」農文協、2007 など多数

成長した。流通業者や農業生産法人の年間の野菜の供給には、南九州という立地条件が必要であり、首都圏まで最短一六時間の輸送であった。また、鹿児島経済連の契約取引の割合は三〇%を超えることになった。

これに対して、北海道では季節が限定されることもあって契約取引にある食品企業、特に加工業は、さらに安定的な原料・食材確保のために、北海道に工場を立地しようとしてきた。季節は限定的であるが、土地条件が整備されて大型機械化が可能であり、地域に密着した作業機の開発が、特に収穫の自動化への期待を強くさせている。食品企業の工場立地は周辺の契約生産者のフィールドサービスによるだけでなく、品質向上とインセンティブをあたえる契約条件をカルビーから本格的にとるようになった。さらにJA富良野と湖池屋のような連携の深化は、販路・技術指導、原料供給・雇用をめぐる投資をどちらが行うか、経営資源を相互に依存させつつ成長する必要性が高まった。第二に、M・ポーターの産業クラスターがかつての北海道大学教授（経済学部）の金井一頼氏の提案によって全道的に産業クラスターの協議会が結成され、地域でイノベーションをおこなうためのプラットフォームの形成が叫ばれた。しかし、この産

業クラスターは自治体を核にしたため分散的でイノベーションにつながりにくかったとされている。その後、フードシステム学会では十勝地域を拠点とした産業クラスター（やや拡張してフードバレー）の構築によって自治体・食品関連産業・JA・農業生産者等をプレイヤーとして競争と協調を併いながら地域資源の活用や地域の競争力の拡大を戦略としている。小麦・乳製品・豆・野菜へ領域を拡大し、また資源循環を組み込みながら、プラットフォームでのイノベーションのための知識の共有、戦略構築への期待が高まった。特に小麦の開発は、パン用からパスタ用まで拡大し、コンソーシアムの形成によって普及の速度は急速に早まり、特に大手企業の参入と国内麦の評価の向上は研究機関・行政が一体的となった新展開であった。このような展開は、十勝地域以外に、オホーツク地域で期待される。

第三に、新しいコントラクト事業の展開が、北海道の農業労働力の減少、大型機械化の必要性、安全性を含んだ品質の向上に大きく貢献することが期待されるようになってきた。この担い手は、伝統的な家族経営ではなく、機械・保管等の施設と雇用労働力が確保できて、資材（肥料・農薬等）の調達・管理から農場管理、さらに販売チャネル管理のできる食品企業・産地

の流通企業が想定されることである。将来的には、北海道の大型機械は、効率性の向上と周年的利用を配慮すると、十一月以降はフェリーによって九州まで移動し、新しい産地形成を考える必要がある。すでに、北海道の農業機械の活用は、岩手県まで広がってきている。伝統的な家族経営は、むしろ集約的品目の経営を重心にして、粗放的で効率性をもとめられる品目は、栽培管理を担う契約生産に転換することになる。このコントラクト事業は、JAが収穫作業等の請負から始まったが、農協出資型法人等の本格的なビジネス展開が期待できる。ただし、品質向上はインセンティブをもたらし、資材までのバリューチェーンを構築することを前提とすると、取引先との連携を強めておくことが条件となる。したがって、GAP、JGAPなどの取得が産地の必要条件になりやすく、生産者にとって消費者への表示でみると品目にもよるが特別栽培、有機栽培を取得するケースもみられるようになった。

以下では、これまで報告してきた食料産業クラスター、新しい産地と食品産業との提携について説明し、最後のコントラクト事業の新展開を説明するが、この部分は本格的な分析をふまえていないことをお断りしておきたい。

二．フードシステムの視点からの食料産業クラスターと提携の課題

(一) 食料産業クラスターをめぐる背景と特異性

食料産業クラスターは地域経済の活性化と自立化のために、地域に集積した食料・関連企業と農業を連携させて商品とサービスの付加価値をつけるイノベーションを継続させることが課題となる。しかし、地域の競争力を拡大するには、地域外の食品・関連企業と連携し、その経営資源を活用するために技術や経営資源の移転や補完機能を強める必要がある。また、行政はイノベーションを誘発させるためのプラットフォームや戦略構築の支援、また地域の大学を含めた試験研究機関は、製品開発や普及の支援を展開する役割を担っている。

食料産業クラスターは、一般の産業クラスターと異なり、地域の中小企業や農業者を抱えるために製品開発にとどまらず、両者の競争力を効果的に拡大するために、戦略的な提携と品質管理の水準を高める地域ブランドの管理が展開の条件となる。食料産業クラスターは経営体の集積が地域的に限定され、産業クラスターと比較すると規模が小さいこと、伝統的産業ではイ

ノベーションが遅れやすいこと、などの特徴がある。しかし、政策的には農業と食品・関連産業の戦略的な提携を課題とするよりも、製品開発に重点が置かれた。この製品開発は、個別企業が担うことになり、地域への波及効果はあまりみられなかった。

連携という視点からすると製品開発だけでなく、情報の共有や経営資源の依存関係のもとで、食品・関連企業から農業サイドへの技術やノウハウの移転、資本の出資関係の形成による経営体の育成も課題とすべきである。食品・関連企業の本来の役割は、経営資源の依存関係を構築することで農業サイドとの提携のメリットを享受するだけでなく、最終的には、農業サイドの経営主体の成長と自立を促すことである。

(二) 十勝における食料産業クラスターの優位性

北海道では原料を安定的に確保するために、北海道に立地する企業もみられる。それとは逆に、十勝地域では原料段階から加工事業を取り込み、メニュー提案によって地域の外食や小売店とのリンクが進展するようになった。十勝地域は、小麦、馬

鈴薯、ナチュラルチーズ、大豆・小豆、長芋の産地であり、製粉業・食品加工業が地域に立地していて、特定産業のクラスターというよりも、複合的な産業クラスターの形成が進展している。生産者段階では、小麦・大豆・馬鈴薯などの輪作体系がとられているが、加工段階では異なる企業が活動し、川下の外食・生協などでは、十勝産のいくつかの製品を扱っている。

また、十勝管内のメーカーは、カルビーのような大規模企業と違い、例えば、製粉企業は小規模な地域からの原料供給を期待して立地している。さらに、ナチュラルチーズは、半数は酪農家による加工事業の統合であり、直売施設やインショップも統合化するケースが多い。しかし、長芋は東京まで二日目販売であることから、簡易なカットも品質の低下となり、生食用として販売される。それに対して小豆は、生食用として販売されるか、缶詰で販売される。

十勝地域では一九六〇年以降、JAの組合間連携が、酪農、ジャガイモ・でんぷん、小麦、野菜で進展し、「JAネットワーク十勝」が自己責任ではあるが、形成されてきた。JA中札内村では、部会にも事業システムという意識を持たせて「事業部会」の名称をとり、圃場からJAの処理場までを部会が担

い、加工はJAという役割分担がされている。JAは飼料や肥料工場を保有して、安価で独自の農産物の品質管理を進展することができた。

また、十勝地域やその周辺には食品関連会社が伝統的に立地し、委託生産による協同的な製品開発の可能性が強く、JA中札内村の枝豆だけでも二八アイテムに及んでいる。提携による製品開発は、この二〜三年だけでも、甘納豆（旭川市、旭川食品）、いわい黒のフリーズドライ（浦幌町、浦幌フリーズドライ）、えだ豆焼酎（旭川市、合同清酒）、パウンドケーキ（帯広市、デリカファクトリー十勝）、えだ豆グラタン（更別村、マルハチニチ口北日本）へと拡大している。JAと食品企業が道内で相互の経営資源に依存し、あるいは十勝に地域を限定した提携が拡大するようになった。JAの六次産業化が畜産物や青果物から進展し、資材―契約生産―加工のバリューチェーンが形成されやすくなり、今後さらに部門間の連携が進展することになると、JAの六次産業化は複合体（コンプレックス）に近づくであろう。このようなJAの増加や食品企業との連携はネットワークをさらに強め、食料産業クラスターの形成となるであろう。

消費者・実需者にとって十勝のイメージは、北海道というイメージよりも具体的であり、いくつかの製品とリンクしやすい。特に地域住民はブランドの信頼性が最も高く、またメニューと食味を通してそれがさらに高められる。

十勝のブランド管理という視点からすると、原料の供給圏を限定することが課題となる。そのため、ミルクでは集乳圏を十勝に限定し、また小麦も同様な対応をとることになる。この供給圏の限定は、イメージにとどまらず、品質の向上に貢献することが、生産者、食品企業のインセンティブになるであろう。このことは、ナチュラルチーズでは、認証の基準を引き上げることにもなるであろう。

以上のように十勝地域は、多くの品目でクラスターを形成する可能性があり、川下の外食・生協・量販店などでは、生食、加工品の製品を取り扱うことになる。十勝地域に多くの加工・外食企業が立地することは、地域資源の活用と所得形成を進展させることになる。

三．取引関係と投資戦略をめぐる新たな視点

(一) 新しい提携関係

供給サイドの戦略として提携するか、それとも所有による統合化を選択するかは、大きな課題であり、投資額が多大であり、工場における生産や品質管理の技術などの参入の障害が大きければ、統合化を諦めて契約生産にとどめた供給を選択するであろう。投資できなければ、中間の形態として委託生産の方式で原料供給と製品の販売を供給者サイドが担うことになる。この方式は、経過的なケースもあり、生産量が少ない場合には工場建設にまで至らないケースもある。

加工事業も一次加工段階であれば投資額も抑えられ、二次加工段階までとなると投資額が増大することになる。取引特定の投資（経済学の立場では、資産特殊性ともいう）では、取引先が特定され、製品の全量やその多くが、特定先に購入されることから、販売のリスクがなくなるだけでなく、しばしば技術指導は、企業が担うことになる。この方式の特異性は、第一にこのJA等による供給サイドの投資による最終製品までの連携は、雇用と付加価値の拡大になり、産地に確実な所得を残すこ

とになることである。投資は雇用を発生させ、生産と加工の統合を進展させる。

第二に企業からの技術移転は、取引からなされ、特に短期的に品質管理水準を向上させるには効果的である。この企業からの技術移転がなければ、品質管理水準の向上には時間がかかり、収益性が確保しにくいであろう。

第三に、取引関係にある企業にとっては、投資が節約され、効果的なチェーンを形成することのメリットが大きくなる。特に、中小の工場への投資額の負担が大きくなる。ただし、食品企業サイドが新規に工場を設立した場合には、提携よりも統合化を選択することになりやすい。

第四に、JA等の供給サイドも、最終製品を生産し、独自販売チャネルを開発するだけの経営能力がいた場合には、自らリスクでビジネスを展開することができる。特定取引先との連携は、OEM(相手ブランドによる生産)の形態でもあることから取引価格は低めに設定されやすいのに対して、自らのブランドで営業活動を行うことは、リスクも多いが、有利販売も可能となる。

第五に、農業・農村では技術や工場経営の手法に関係する人

材の育成や経営資源の確保が遅れているため、初めから所有型の統合化をし、独自に販売する戦略は効果的ではないであろう。取引先をまず確保し、ついで技術の移転を図り、工場の操業度を向上させるという一連の行動がビジネスを確立させることになる。さらに収益性を改善し、独自のビジネスを展開するには、人材育成、新製品開発、販売チャネルの開発などの条件整備が必要になる。

これまで供給サイドからの投資は、確実な販売チャネルが確立されていないこと、生産技術や品質管理の向上や人材確保がしにくいこと、などによって投資が抑制されてきた。さらに補助金を活用するにしても投資額が増大し、短い期間で収益性の確保ができないこともあって、積極的な投資戦略がみられなかった。契約生産の段階で、効率的契約条件、需給調整、担い手育成にとどまり、原料・食材供給での提携であった。特定取引先との資産特殊性となった投資戦略は効果的であり、パートナーシップを前提としてウィン・ウィンの関係を構築しやすいであろう。

ただし、企業のマーケティングが効果的でない場合には、利益の配分に関係し、供給サイドも有利な製品、さらに原料の取

引価格を実現できないこともありえる。最終的には、相互に効果的なバリューチェーンが構築されているかによってワイン・ワイン関係になっていくか、さらに競争が激化した場合に、効率的なサプライチェーンによっていくかということが、競争力を規定することになるであろう。

ケーススタディからみると、JAふらのとポテトチップの湖池屋では、技術移転、全量購入、企業による販売活動によって効果的なバリューチェーンが形成されている。カルビーであれば、自社工場の全量取引による契約生産を選択し、収穫機械の貸与などの技術支援や品質向上のためのインセンティブシステムの導入に入るのである。

冷凍米飯では早くからコメの部分自由化を契機として、旧三等米を原料とした加工米飯が産地で取り組まれ、特に旧佐賀県経済連とニチロでは地域のごぼう・鶏肉を活用した冷凍ピラフが増加した。また、宮崎県では、JAの加工場では、ジューズ工場を保有しない伊藤園との連携が進展し、いずれもOEMの方式をとってきた。いずれも食品企業にとって安定的に集荷や原料を確保し、食品企業サイドはこの領域については、本来の事業と異なるために、独自に工場設置する可能性がないと判断

して、提携関係が継続しやすかった。

ただし、お茶づけメーカーとの連携を選択した石川県のある農協では、調達価格が低くおさえられ産地サイドのメリットがあまりなかった。それに対して、伊藤園と農協の荒茶工場の提携では、取引価格は提携関係にない産地よりは優位であった。現在では、戦略的な提携の論理が優先され、情報の共有化やバリューチェーンやワイン・ワインの関係の確認をとっている。

OEMの関係から自立する戦略は、山形県の羽黒のうきょう食品加工（現JAたがわ）が代表的な戦略であり、イトーヨーカ堂系の漬物会社との出資や人材派遣に依存してきたが、製品開発や販売チャネルの開発を展開するようになった。

以上のように、取引特定の投資を前提にした食品企業と農協サイドの戦略的提携は、パワー関係を発生させるよりも、ワイン・ワインの関係を構築しやすいためである。

(二) 食品企業と産地との投資戦略

JAの加工事業の取り組みとして重要なのは、食品・関連企業からの技術の移転や資本の出資を図り、ワイン・ワインの関

係を構築することである。供給サイドが工場を保有し、最終製品まで生産することになれば、雇用は拡大し付加価値が加算されることになる。羽黒のうきょう食品加工やグリーンズ北見などは企業との連携をへて技術移転をとげ、独自の販売チャネルの確立、また品質管理の向上をはかって成長をとげてきた。さらに戦略的提携では、JAふらのと湖池屋の關係があり、産地サイドの雇用拡大とプレミアム形成など産地サイドのメリットが期待できる。

供給サイドの戦略として提携するか、それとも所有による統合化を選択するかは、大きな課題である。特に、投資額が多大であり、工場における生産や品質管理の技術などの障害が大きければ、統合化を諦めて契約生産にとどめた供給を選択するであろう。投資できなければ、中間の形態として委託生産の方式で原料供給と製品の販売を供給者サイドが担うことになる。この方式は、経過的なケースもあり、生産量が少ない場合には工場建設にまで至らないケースもある。

四．コントラクト方式の新展開

コントラクト方式は作業受委託から開始されたが、地域の流通業者等が生産者への資材の供給、収穫から出荷までの作業分担や、生産物の買い付けというチェーンの構築へと進展するようになった。経営主体は地域の流通業者等が担い手となり、生産者は栽培管理を担当し、成果は収量や品質水準に応じてインセンティブが形成される。この方式が普及してきたのは、個別経営では機械投資の増大と雇用労働力の確保で限界に達してきたからである。この担い手は、流通業者だけでなく物流業者も加わり、JAの部会組織でも対応することになってきた。

北海道での人参の生産にコントラクト方式がとられるようになった。特に生産者の機械等への負担、収穫から出荷までの雇用労働力の確保、品質向上の必要性などによって個別生産者での対応が限界になった。地域の流通業者等は生産者からの農地を借りて団地化し、四年輪作の作付体系を確立し、種苗の供給、機械収穫から出荷までの作業管理を担うようになった。ここでは、生産者は肥料や農薬散布の作業はこれら流通業者の肥料・農薬の選定を経て実施し、栽培管理に対する報酬を収穫量

(出来高) に応じて確保することになる。生産者が機械を保有する場合には、オペレーター料金が支払われるが、多くの生産者は多額な機械投資を回避するため、流通業者に機械作業を依存することになる。このコントラクト方式は、北海道から東北地方へと拡大しており、品質水準の向上のために資材の供給と管理、効率的な収穫・洗浄・出荷までの効率的作業管理、穀物・ビート等との長期の輪作体系、土地条件を配慮した団地化の確保にメリットが大きい。生産者にとっても収穫量の変動があっても、栽培管理の報酬やインセンティブの確保もなされることから、今後このコントラクト方式の拡大が予想される。

五・結 び

北海道農業への食品企業の熱い視線は、契約生産から工場建設に進み生産―加工の統合化を図る戦略をとらせるようになってきた。このような展開をふまえて、地域のイノベーションには自治体によるプラットフォームづくりからはじまるクラスター戦略を持つ必要がある。ここでは地域の中で研究機関も加えて「A・食品企業・生産者のプレーヤー」が知の集積と戦略の共有化

を図りながら、全体的に競争力をどのように拡大するかを課題とする。さらに新しいコントラクター事業の展開と北海道の固有の大規模機械化技術を活用した九州地域まで巻き込んだ高品質で、効率的な生産システムの構築が期待される。

【参考文献】

- 食料産業クラスターをめぐる十勝地域の議論は、齋藤修・金山紀久編『十勝型フードシステムの構築』（農林統計出版、二〇一三）、提携の進化については、齋藤修『農商工連携の戦略』（農文協、二〇一七）、六次産業・農商工連携とイノベーションについては、齋藤修『フードシステムの革新とバリューチェーン』（農林統計出版、二〇一七）を参照されたい。
- また、食料産業クラスターについては、齋藤修『食料産業クラスターと地域ブランド』（農文協、二〇〇七）も参照されたい。

平成29年度 農業総合研修会

日 時…平成三〇年二月二三日
場 所…岩見沢市 平安閣

挨拶

一般社団法人北海道地域農業研究所

副理事長・所長 飯 澤 理 一 郎

平成二九年度農業総合研修会の開会に当たり、主催者を代表してご挨拶申し上げます。

お集まりの皆様には、時節柄何かとお忙しい中、ご出席いただき心より厚くお礼申し上げます。



飯澤所長

例年、十二月に札幌で開催していた農業総合研修会を、昨年は北見市で開催いたしました。本年度も、地方での講演会を計画し、中央会岩見沢支所のご理解ご協力を

得て、本日の研修会開催となった次第です。

昨年は、春先の強風や六月上旬の低温・日照不足、九月の台風の影響はありましたが、作況指数一〇三の米や平年収量対比一・二三の小麦など、農作物の作柄は概ね良好でした。本年も好天に恵まれ、豊穡の年となることを祈念する次第です。

さて、国会では九本の農業関連法案の審議が予定されています。いずれも農業を成長産業化するために公的な規制を廃止または緩和する内容です。一昨年は主要農作物種子法が廃止されました。種子法は日本が世界に誇れる農業法の一つでした。アフリカや東欧の留学生に種子法の話をする時、彼らは一様に、この制度を祖国に作りたいと言っただけでした。

公的な規制を廃止して民間任せにするとうなるか？ 民間の良さは挑戦することです。但し、半分は失敗する。そのため利益率は高いのですが、半分失敗するので、民間の仕事は不安

定です。民間の弱点はこの不安定性であり、対して、公的機関の仕事の良さは安定性にあります。

農業を全て民間に委ねたらどうなるか。失敗したら食べ物が無くなるということですよ。それでは困るのです。農業は全てを民間任せにはできない。公的な規制を必要とする産業だと思います。

本日の研修会には、講師として、北大農学研究院の東山寛准教授とホクレン農業総合研究所の仁平恒夫特任技監をお招きしました。

お二人の先生から、「農業をめぐる情勢報告」と「空知地域の稲作・水田農業の現状と対応」と題して講演いただきます。

平成三〇年産以降の米政策見直しの下、空知農業の目指すべき方向に関して、貴重なお話をいただけるものと期待しております。

本日の研修会が、参加いただいた皆様に実りあるものとなることを期待して、開会のご挨拶といたします。



情勢報告 —メガFTA時代を迎える日本農業—

北海道大学 大学院農学研究院

准教授 東山 寛

はじめに

TPP・日EUのような「メガFTA」は、今日のグローバル経済、言い換えれば、国境を越えたグローバル企業の活動を円滑に進めるための「ルールづくり」「ルールの書き換え」という面を強くもっている。

グローバル経済の主役は、言うまでもなくグローバル企業である。直近の一月の貿易収支は一兆円近い赤字に転落したが（資源価格の国際的高騰による）、日本はもはや「貿易国家」「貿易立国」ではない。グローバル企業が海外に展開している子会社から還流してくる巨額の送金に依存した「投資国家」で

ある。自分の手ではルールを作れないグローバル企業が国家を動かす、国境を越えた連携プレーで作り上げつつあるのが「メガFTA」にほかならない。

しかしながら、その恩恵をことうむるのは結局のところグローバル企業と、それが拠点を置く「グローバル・シティ」に限られる。日本で言えば、東京だけがそれに該当する（かつては大阪本社の大企業も数多くあったが、金融グローバル化によりすべて東京に移転した）。われわれ北海道、地域経済・地域社会の健全な発展を願う立場から見ると、グローバル化の帰結は「東京一極集中」をますます強めることではなく、メガFTAと引き換えに農業を含めた地域経済、地域生活が悪影響を

東 山 寛 (ひがしやま かん) 氏



1967年 札幌市生まれ
1995年 秋田県立農業短期大学 講師
2000年 秋田県立大学生物資源科学部 講師
2002年 同 助教授
2004年 北海道大学農学部 助手
2007年 北海道大学農学部 助教
2013年 北海道大学農学部 講師
2016年 北海道大学農学部 准教授

【著書】

『地域農業の底力』北海道協同組合通信社 2009年 共著
『TPP問題の新局面：とめなければならぬこれだけの理由』大月書店 2009年 共著
『TPP反対の大義』農山漁村文化協会 2010年 共著
『北海道の守り方』寿郎社 2015年 共著
『TPP「合意」を検証する：どう守る、北海道の「農」と「食」』北海道地域政策調査会 2016年
『自由貿易下における農業・農村の再生』日本経済評論社 2016年 共著
『TPP反対は次世代への責任』農山漁村文化協会 2016年 共著
『北海道から農協改革を問う』筑波書房 2017年 共著

こうむることは断じて容認できない。

また、言うまでもなく、自給率三八%を支えている北海道農業の役割は非常に大きいものがある。これを現・基本計画が掲げている四五%という目標に引き上げること考えても、北海道農業が果たす役割はますます大きくならざるを得ない。日本の自給率が低いのは、畑作物の自給率と畜産物の飼料自給率がみじめなくらい低いからであり、ここを高めることができるのは北海道農業をおいてほかにない。

政府はメガFTAを進める一方で、毎年の農業白書は「世界の食料需給は、(中略)中長期的に逼迫も懸念されます」という認識を示している(二〇一七年版、九三頁)。メガFTAがもたらす影響、また、その不安から、ここで北海道農業が後退するようなことがあっては子々孫々の代まで禍根を残すことになる。以上が私の問題意識である。

本日の私の役割は、三月八日(現地時間)にチリの首都・サンティアゴでTPP11協定を署名する(さらには今国会で承認手続き)という差し迫った状況を踏まえて、問題状況を整理してお示しし、みなさんと認識を共有することにある。

TPP11協定の特徴

アメリカのTPP離脱が生んだ三つの動き

アメリカのTPP離脱は三つの動きを生んだ（トランプの大統領令署名は昨年一月二三日）。第一に、アメリカ抜きのTPP11（イレブン）である。

第二に、日米二国間の新たな枠組みである「日米経済対話」（麻生・ペンス）である。

そして第三に、メガFTAの締結に向けたステップを「トランプの眼の前でやってみせる」というタイミング重視の進め方である。これに該当するのは、日EU大枠合意（七月六日）／G20日程、TPP11大筋合意（十一月一〇日・十一日）／APE C日程、同最終合意（一月二三日）／ダボス会議）である。

すったもんだした大筋合意

途中経過は省くが、昨年の大筋合意に至った段取りは、ベトナムAPECの日程に合わせて十一月八・九日に閣僚会合を開いた上で一〇日に首脳会合を開催し、そこで正式に「合意」を

宣言するというものであった。

そこで、茂木大臣は九日の閣僚会合終了後の記者会見でいったん「大筋合意」を発表したが、直後にカナダが「合意していない」と反発し、日本の関係者を仰天させた。翌二〇日には、前段で安倍首相とカナダのジャスティン・トルドー首相の間で首脳会談が行われたが、カナダを説得するには至らず、トルドー首相から「閣僚間の合意を首脳レベルで確認できる段階にはない」と念押しされたという（読売十一月十一日）。結局、一〇日の首脳会合は「カナダの乱」で流れた。前代未聞の事態である。

さらに十一日、トルドー首相は「国民の利益にはならない協定に慌てて駆け込むことはしない」とも述べた（日経十一月十二日）。首脳の口から「TPP（11）は国民の利益にならない協定だ」と言っているようなもので、かなり衝撃的な発言である。

しかしながら、一〇日の夕方から再度の閣僚会合が招集され、結局は十一日に閣僚レベルで「大筋合意」が発表された。

TPP11協定の概要

十一日に公式発表されたのは「閣僚声明」「附属書1：TPP11協定の概要」「附属書2：停止（凍結）される規定のリスト」の三つの文書である。これらの公式発表を見て、改めてわかったことも当然に多い。

第一に、このTPP11協定は、TPPとは別物の「新協定」である。正式名称は「包括的及び先進的な環太平洋パートナーシップ協定」であり、包括的 (Comprehensive) と先進的 (Progressive) の頭文字を付けて「CPTPP」と称している（ただし、以下では日本がこだわる言い方の「TPP11」と呼んでおく）。

第二に、元のTPP協定の条文は、この新協定に基本的に組み込まれることになっている。新協定の全体構成は七条とシンブルなもので、その第一条で「TPP協定の組み込み」をした上で、第二条は焦点の「凍結」項目、第三条はアメリカが抜けたことに対応する「発効」規定の見直しが置かれている。

第三に、焦点の凍結は、この時点で二〇項目に整理された。TPP協定は「前文」を除き全三〇章構成であるが、凍結二〇項目のうち十一項目が一八章・知的財産分野である（著作権、

医薬品を含む特許など）。

これらの項目は、アメリカという巨大なマーケットへのアクセスを与えることと引き換えに、アメリカ（実はグローバル企業）がねじ込んだものである。ちなみに、日本は何もリクエスしていない。

第四に、「発効」規定の見直しは、アメリカが抜けたことを反映してGDP基準がとれ、過半の六カ国で国内手続きを終えれば発効することとなった。元のTPPはアメリカが承認しなければ発効しない仕組みであった。

第五に、この時点では、未解決の凍結項目があることが明らかになった。発表された「附属書2」によれば四つあり、①国有企業等に関する留保（マレーシア）、②投資・サービスに関する留保（ブルネイ）、③第二八章・紛争解決に規定されている労働にかかわる紛争処理の規定（ベトナム）、④「文化例外」（カナダ）であり、リクエスした国名と共にその記載がある（留保とは、開放しないものを定める大事な規定）。

わかりにくかったのはカナダの「文化例外」であるが、これはNAFTAに元となる条項が規定されており、紛争に発展したケースもある。

このケースでは、カナダ政府の出版助成プログラム（出版事

業者に対する郵送料の補助、ただし、直接的にはカナダポストに給付していた）が外国企業に対する「差別」に当たるとして、アメリカの大手急送便企業から提訴されている。カナダにとって「文化例外」は敏感なマターであり、現在のNAFTA再交渉でも、フリーランド外相は「カナダの文化産業保護の例外措置」を六つの主要目標のひとつに掲げている。

四項目問題が決着した最終合意

未解決の項目をそのまま出してきたということは、厳密な意味での「大筋合意」とは言えない。「大筋合意」とは交渉が終了した段階で使われる表現であり、TPPの時もまさしくそうだった。

しかしながら、この四項目問題は一月二二日・二三日に東京で開催した首席交渉官会合で決着した。以下、やや長くなるが直近の状況をお伝えする。結局、マレーシア・ブルネイがリクエストした二項目が新たに加わり、凍結は全部で二二項目となった。他方、ベトナム・カナダのリクエストは凍結とせず、協定本体とは別に二国間で交わすサイドレターで対処することになった。

カナダのリクエストである「文化例外」は、TPP協定との対応関係がなぜか明示されてこなかった。しかし、アメリカ通商専門誌「インサイドUSTレード」(以下、IUT)の報道によれば(一月五日号)、協定の最後に置かれている「附属書Ⅱ」に対応部分がある。この附属書は「投資・サービスに関する留保(包括的留保)」にあたる。

カナダの留保表には「文化産業」という項目があり、「内国民待遇」(外資を差別しない)などの義務から除外することが認められている。ただし、二つの例外がある。そのうちのひとつが「オンラインで提供される外国の映像作品へのアクセスを制限する措置」で、ここが焦点であったようだ。

しかし、ブルネイのリクエストも同じ「サービス・投資章留保表」にかかわるもので、こちらは凍結となった。カナダも同じ対処の仕方が良いようにも思えるが、甘利前TPP担当相によれば、カナダの要求は「元の条約を変更する」もので、「それならば我が国もということになりかねず、收拾がつかなくなる」代物であつたらしい(一月二六日付けのメールマガジンによる)。

さらに、IUT報道によれば、カナダは昨年十一月の「合意」をひっくり返した際、文化例外に留まらず、知的財産分野、自国の供給管理政策(酪農品、養鶏・卵の保護政策)の扱いを



めぐっても異議を唱えたようだ。文化例外をめぐっても結局は折れず、その態度は立派と言っべきかもしれない。

しかし、カナダがTPP11を手仕舞いした背景には、輸出国としてのしたたかな思惑もある。NAFTAの再交渉は難航しており、アメリカは「離脱」もちらつかせている。NAFTAの瓦解も想定し、輸出先市場の多角化をはかるための戦略がTPP11となる。彼らはこれを「ブランB」と呼んでいるようだ。

トルドー首相は一月二三日、スイスで開催された世界経済フォーラムの年次総会（ダボス会議）で「交渉が決着したと喜んで発表したい」と述べ、「カナダの労働者にも役立つ正しい協定」とコメントした（日経一月二四日電子版）。

このダボス会議にはトランプ大統領も出席し、演説予定を控えていた。「トランプの眼の前でやってみせる」という前述したパターンである。

アメリカとTPP11

トランプの「TPP復帰」発言

そのトランプ大統領は演説直前の一月二五日、アメリカCNBCテレビのインタビュウに答えて、アメリカのTPP復帰の可能性に初めて言及した。ただし、TPPは「ぞっとするようなひどい協定」と繰り返し上で、TPPが「はるかに良い協定」になるならば、「私はTPPを受け入れる」と述べた。しかし注意して読むと、今のままのTPPを受け入れる気持ちはさらさらない、というところである。

ダボス演説をめぐる誤報

翌二六日のダボス会議での演説も、TPP復帰を前面に出しているわけでは決していない。

そのくだりを正確に紹介しておく、「アメリカは相互に利益のある二国間協定をすべての国と交渉する用意がある」というのが基本部分。そこには「これにはTPPの参加国を含む。とても大事な国々だ。アメリカはそのいくつかの国とはずい

に協定を結んでいる」とした上で、「残りの国々とも個別に、または、参加するすべての国にとって利益があるならば、グループで交渉することを考えても良い」と付け足しているだけである（U-T二月二日）。

TPP十一カ国のうち、アメリカとFTAを結んでいないのは日本、マレーシア、ベトナム、ブルネイ、ニュージーランドの五カ国となる。ダボス会議の演説は、日本の大手紙が報道したことは真逆で、「TPP復帰」にひびくことも触れていない。五カ国と個別に交渉しても良いし、まとめて交渉しても良い、と言っているだけである。

TPP11と日米FTA

TPP11は、①アメリカが復帰してTPP12に戻る場合、②アメリカが復帰しない場合、の両方のケースを想定して作られている。

まず、TPP11自体が①を「お薦め」している。それが凍結の仕組みであり、これも甘利前大臣の言葉を借りれば「将来アメリカが復帰した場合に備えその取り分だけ空けておく」というもの（同前）である。

もうひとつの現実的な論点は「見直し条項」(第六条)である。政府の説明資料によれば、「TPP12の発効が見込まれる場合又は見込まれない場合に、いずれかの締約国の要請があったときは、TPP11協定の改正等を考慮するため、この協定の見直しを行う」とされている。「TPP12の発効が見込まれる場合」というのがまさに①であるが、トランプ政権がそのままのかたちのTPPに復帰するとは考えにくい。ため、農業分野では日本が再びターゲットとなり、さらなる譲歩を余儀なくされるだろう。アメリカにすれば「抜けて良かった」ということになるかもしれない。

逆に、②となる場合は端的に「TPP11+日米FTA」となり、最低限の対応としてTPPで約束した市場アクセス分野の譲歩を「調整」しなければならない(輸入枠の縮小など)。しかし、それが出来るかどうかも交渉次第であり、修正が実現する保証はどこにもない。できなければ、TPP約束に日米FTAが上乘せされるだけである。どちらに転んでもTPP以上の譲歩を引き出されるといって結末をたどるだろう。

コメ問題にも波及

アメリカがTPPで再交渉を要求するのであれば、七万トン(最終年)の輸入枠で決着したコメを見逃すはずがない。アメリカのコメ業界(ライス連合)は、日本の消費量の二%にあたる一六五、〇〇〇トンを要求していた(ライス連合が提出したパブリック・コメント、二〇一六年二月一五日付け)。TPPの決着に最大の不満を表明していたのはコメ業界である。

さらに、アメリカ南部の長粒種米生産地帯の最大のお得意先はメキシコである。が、TPP11でメキシコとベトナムの間がゼロ関税になると(精米関税二〇%は一〇年かけてゼロに)、その分を何が何でも日本から取り戻そうとするだろう。

同じことは、日本市場をめぐるライバルのいる牛肉(オーストラリアがライバル)、豚肉(カナダ・メキシコがライバル)、さらにはEUが加わる、小麦(カナダ・オーストラリアがライバル)にも当てはまる。TPP11は、トランプ大統領の支持団体でもあるアメリカの農業団体を大いに刺激する。

だから私は、今、このタイミングでTPP11を成立させることには反対である。

メガFTAを受け止める日本の農政

政府試算の問題点

政府も影響試算に示している通り、農業への影響を「ゼロ」としているわけではない。

しかし、次の四つの理由から間違いなく過小評価になっている。①コメを除いて価格影響を認めているが、「対策」を前提に生産量への影響を「ゼロ」としている、②全品目をカバーしていない（TPP・TPP11は一八品目、日EUはコメを除く一八品目のみ）、③品質差を理由に影響を過小評価している、④加工品の影響を軽視・無視している。

逆に、これぞ「国益」と言わなければならないのGDPの押し上げ効果は、TPPが十二・六%、TPP11が十一・五%、日EUが一%としている。しかし、この計算方法（CGEモデル・GTA P）には致命的な欠陥がある。それは「完全雇用」という前提であり、失業による損失を計算に組み込んでいない。GTA Pのようなモデルを用いて自由貿易協定の経済効果を測ろうとすること自体が、アメリカ発の自由貿易推進のイデオロギーである。

したがって、経済効果は「過大」に、農業影響は「過少」に評価されている。政府試算をはみ出す影響があるとみるべきである。

農業への影響は二重

たとえば小麦を例にとると、TPP・TPP11ともに、関税削減相当分は七・八円/kgである。これはマークアップを四五%削減すると約束しているからである（現行の一七円程度を九年目に九・四円まで下げること約束済み）。影響の総額はTPPで約六二億円、TPP11で最大六五億円だった。

しかし、影響はそれだけに留まらない。国家貿易のマークアップを削減すれば、それに応じて政府（農水省）の関税等収入が減る。TPPの時にはムギ全体で最終的に402億円の減収になるとしていた。

価格影響を経営所得安定対策でカバーするとしても、それに回していた財源は確実に減っていく。現状でも関税等収入で保護財源をカバーできておらず、農水省が公表している資料によれば（小麦の需給に関する見通し・参考統計表「二〇一七年三月三一日）、外国産小麦買差益が八三〇億円、対して国内産麦



振興費が一、二一六億円で差し引き三八六億円の赤字になっている(二〇一五年度)。単純計算だが、これに価格影響の六五億円、財源喪失の四〇二億円を加えると八五三億円という恐ろしい数字となり、この赤字が毎年恒常的に続くことが果たして許されるのか。

政府のTPP対策大綱は麦について「マークアップの引下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き、経営所得安定対策を着実に実施する」とか、「農林水産分野の対策の財源については、TPP等が発効し関税削減プロセスが実施されていく中で将来的に麦のマークアップや牛肉の関税が減少することにも鑑み、既存の農林水産予算に支障を来さないよう政府全体で責任を持って毎年の予算編成過程で確保するものとする」と謳う。

しかし、繰り返しになるが、赤字が一・二倍に膨らむ日本農業を納税者(財政)負担でカバーする。国民の支持は続くのか。日本の農業保護はそこまで成熟しているのか。懸念を拭うことができない。

攻めの農業への疑問

本日は触れることができなかったが、二〇一七年二月八日に大筋合意が発表されたEU・EPAは、TPPの時以上に「攻め」の姿勢が強調されている。

しかし、この「攻め」と「守り」のバランスがまず問題にされるべきである。日EUではチーズ、ワイン、菓子（チョコレート、ビスケット）、小麦粉製品（マカロニ、パスタ）でTPP以上の譲歩をおこなっているが、「攻められれば攻め返す」のが交渉の常識である。

日EUに臨む政府・与党の方針で「攻め」が強調されているのは、形式的にバランスをとろうとしているだけである。そして、中味がまるでない。EUに本気で輸出しようと思つたら、EU並みの安全・環境基準を日本農業のスタンダードとするべきだろう。

EUが二〇数年をかけてクロスコンプライアンス（直接支払と環境保全のリンク）や環境支払を共通農業政策のなかで確立してきたことに比べると、日本は何も無いに等しい。EUと対等に貿易関係を結びたいのであれば、まずはそこからだろう。

「攻めの農業」とはまったく異なる、農政理念の根本的な転換

が必要である。

言い訳農政(?)

メガFTAを受け止めようとする日本の農政が講じることとしているのは、経営安定対策、体質強化策である。しかし、これでカバー仕切れない影響が出た時にはどうするのが問題である。TPP対策以降の農政の流れを達観すると、最後は「農業者」と「農協」に責任を転嫁しようとしているように見える。

農協は「農協改革」（改正農協法）で「農業所得の増大」（七条二）を、農業者は「農業競争力強化支援法」で「農業経営の改善」（五条一）が義務づけられた。この流れからすると、影響をカバーできないような事態になっても「自己責任」で片づけられるだろう。

来年からスタートする収入保険にも同じような構図が透けて見える。収入保険は「チャレンジする農業者」のためのものと政府は謳っており、平常時をカバーする保険は依然としてNOSAである。今は両者が「並立」しているが、予算はダブルとなっており（NOSAが五〇一億円、収入保険は概算要求で五三五億円だったが、二年に分けることとなり、概算決定は

二六四億円)、いつまでもこの状態が続くとは思えない。

トサクサ農政(?)

また、この間のTPP対策に紛れて、種子法が唐突に廃止された。しかし、国内でこれを望んだものは誰もいない。

例えば、モンサントの日本法人も、自分たちは日本にGM作物を安定的に輸入するのが仕事で、種子ビジネスを日本で展開しようとは思っていないと(表向きは)言っている。コメの「みつひかり」で通常の種子の10倍の値段をつけて売っている三井化学アグロも、「種子法が自分たちのビジネスを阻害していると思ったことはないし、今回の種子法の廃止をチャンスだとも思っていない」と(表向きは)言っている(週刊エコノミスト十一月一四日号)。

種子法の廃止をのぞんだのは、アメリカだけである。第二回日米経済対話(一〇月一六日)で解禁が決まったアイダホポテトもまったく同じ構図であり、これを使用している大手菓子メーカーも「ひと冬越してから輸入となること」「洗浄による品質低下のリスクがあること」から、決して歓迎しているわけではない(道新一二月一四日)。

日本は相変わらず「対話」でアメリカの御用聞きを続け、それを「会議」が実現する構図は変わっていない。

貿易自由化と農政理念

ひるがえって、日本は貿易自由化に対して、何も理念を持たずに対応してきたわけでは決してなかった。ガットウルグアイラウンドではWTO協定にNTC(非貿易的関心事項)を入れ込むことに腐心し、WTO新ラウンドでは「日本提案」(二〇〇〇年十二月)で「多面的機能」を強調した。多面的機能を先進国共通のポリシーとすべく、OECDの政策立案過程にもかかわったであろう。

WTOが停滞し、FTA・EPAに舵を切った後も「みどりのアジアEPA戦略」(二〇〇四年十一月)を農業分野でつくり、アジアの経済協力で関税撤廃を免れる努力を続けてきた(特にタイのコメ)。しかし、ここまでだった。

その後、多面的機能は「農地・水」の後継事業に矮小(わいしょう)化され、農産物輸出国を相手にした日豪EPA・TPP・日EUでは農業分野を特別扱いすることもなく、「理念」なき交渉と譲歩を重ねてきた。残念ながら、これが日本の

現実である。このままで良いとは誰も思っていない。

おわりに — E U の農政にも触れて

かつての多面的機能フレンドズ国であったEUは、相変わらず七年を単位とした共通農業政策（CAP）を実施している。これだけでもうらやまし〜と思う。

二〇二一年からの次期のCAPに向けて、二〇一七年十一月に改革の概要提案として「食料と農業の未来」という文書が出されている。そこでは、「家族農業経営」「食料安全保障」「農業の多面的機能」の重要性と意義、そして「農業には、完全な自由貿易と無制限の輸入との競争には耐えられない部門がある」ことをわざわざ強調して明記するなど、EU農業・農政の基本的なあり方を再確認する表記が随所にみられる。この違いは一体何だろうか。

もしEU型の直接支払に舵を切るのだとすれば、都市住民／消費者／納税者／国民の、理解・共感・支持を欠かすことができない。そのために、農業側も努力する必要がある。国民に支持される農業・農政を、農業者と非農業者の共同の力でつくりあげてきたのが、今日のEUの姿である（紆余曲折はあった）。

仮にTPPが発効しても、それが「この世の終わり」というわけではない。食料供給という産業が日本からなくなるわけではない。先行き不安というのが一番怖いことではあるが、メガFTA時代を冷静に受け止めつつ、この北海道からきちんとして政策要求や主張をし続ける必要がある、われわれ北海道としての重要な役割でもある。日本の農政理念の根本的な転換に舵を切るために何ができるのか、これからも考え続けていくことが必要である。

空知地域の稲作・水田農業の現状と対応

ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所

特任技監 仁平恒夫

はじめに

ホクレン農業総合研究所の仁平と申します。日頃、農業総合研究所に対しまして、農産物検査・分析あるいは営農支援をはじめとした業務推進にあたり、皆様方には大変お世話になっていることを、改めてお礼を申し上げます。

本日のテーマは「空知地域の稲作・水田農業の現状と対応」としてありますが、昨年、北海道地域農業研究所の調査事業として「平成三〇年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」を東山先生はじめ複数の先生方とともに取りまとめおり、その調査結果の内容を中心にお話をさせていただきます。調査に当たりまして、全道の主な産地から五つの地域における

農協、生産者の方のご協力をいただきました。本日ご出席いただいている方もおられるようで、改めてお礼を申し上げます。

まず、米政策の見直し内容であります。国による直接数量配分という生産調整のやり方から地域再生協主体の生産調整に変わります。また、米の直接支払が廃止され、水田活用交付金だけが継続される内容です。道内においては昨年二月一八日に生産の「目安」という形で面積、生産量が示されました。この「目安」の達成には、需要に応じた生産と、農業経営の再生産の両立をどう図るかが重要になってくると思います。後に述べますが、道内の水田地域においては地域間・経営間の分化が進んできており、これをどうやって両立させていくのか、この場にお集まりの皆様が非常にご苦労・ご苦心されているところ

仁平恒夫(にへい つねお)氏



1955年 神奈川県生まれ
 1982年 農林水産省北海道農業試験場 研究員
 1992年 農林水産省農林水産技術会議事務局 研究調査官
 1994年 北陸農業試験場 農業経営研究室長
 2001年 北海道農業研究センター 経営管理研究室長
 2006年 同 農業経営研究チーム長
 2011年 北海道農業研究センター 水田作研究領域長

2013年 中央農業総合研究センター 農業経営研究領域長
 2016年 3月同上退職。4月よりホクレン農業総合研究所 特任技監
 グリーンテクノバンク 理事、北海道高度情報化農業研究会 副会長

【著書】

『大規模稲作地帯の農業再編—展開過程とその帰結—』北大図書刊行会 1994年 共著
 『農業雇用と地域労働市場—北海道農業の雇用問題—』北大図書刊行会 1997年 共著
 『中山間地域における担い手型農業公社の現状と展開方向』農林統計協会 2005年
 ※2007年同上著書にて農業経営学会学術賞を受賞
 『北海道と沖縄の共生農業システム』（共生農業システム叢書）農林統計協会 2011年

空知地域の水田農業の概況

と推察いたしますが、多少なりともお役にたてるような情報が
 今日お話しできればと思います。

現在の水田農業の概況でありませんが、図に示した通り、後継

ぎのいない農家
 が非常に増えて
 きています。横
 線は、同居後継
 ぎのいない農家
 の都府県平均七
 〇%の線です。
 実は北海道の平
 均は七九%であ
 り、都府県より
 同居後継ぎがい
 ない農家が多い
 状況にあります。
 都府県でも、例

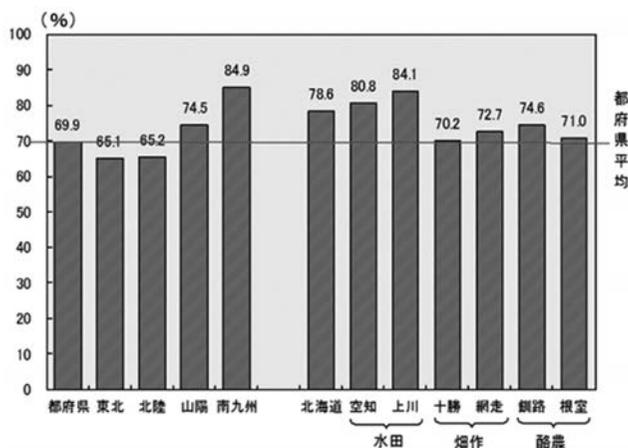


図1 同居農業後継者がいない農家の割合（販売農家 2015年）
 資料：2015年センサスの集計による。

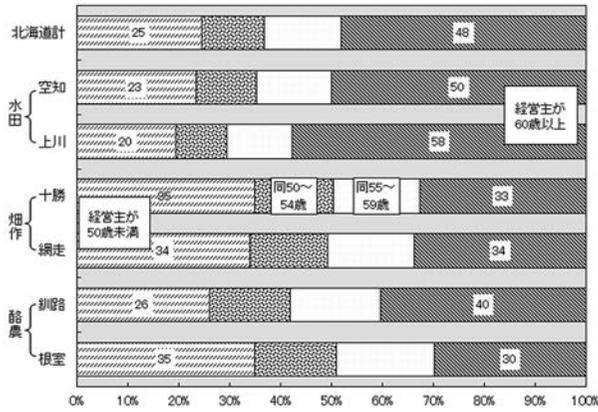


図2 経営主の年齢別農家数割合
資料：2015年センサスの集計による。

えば山陽地域や中国地域では同居後継ぎがない農家が多いと言われていますが、実は北海道はそれを上回っています。そして水田地帯である空知は八一%、上川が八四%という実態になっています。北海道の畑作地帯・酪農地帯ではそれより低く、同じ道内でも非常に違いがあり、水田地帯はその点では脆弱になっています。

次に高齢化の状況ですが、図で示した通り北海道全体では経営主の年齢が五〇歳未満という経営者が二五%、六〇歳以上が四八%となりほぼ倍となっています。畑作地帯、酪農地帯では、五〇歳未満の割合と六〇歳以上の割合がほぼ三〇%前後と並んでいます。水田地帯では、全道平均よりも五〇

歳未満が少なく、六〇歳以上が多い状況で、より高齢化が進んでいるのがわかると思います。特に上川では、五〇歳未満は二〇%、六〇歳以上は五八%と三倍になっています。このように、水田地帯は先ほど「後継ぎが少ない」と言いましたが、「経営主が若いから後継ぎがない」というわけではなく、他の地域と比べても問題は大きいと言わざるを得ません。

次図は、今後の農家の経営規模の見通しです。道総研十勝農試による予測で、二〇三〇年、今から二二年後の農家の平均規模を示しています。空知二二ha、上川二二haと予測されています。平均規模で示しているので、地域によってはこの数値を大きく超える予想もあり得ます。実際に、

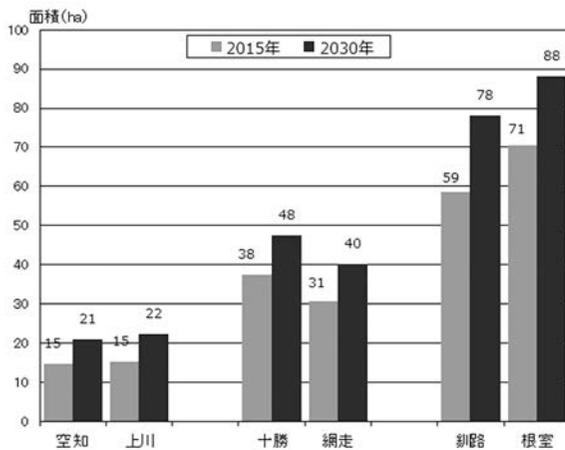


図3 販売農家1戸当たりの面積推計
資料：道総研十勝農試「2015年センサスを用いた北海道農業・農村の動向予測」に基づく2015年、2030年の推計値を元に報告者が作成。

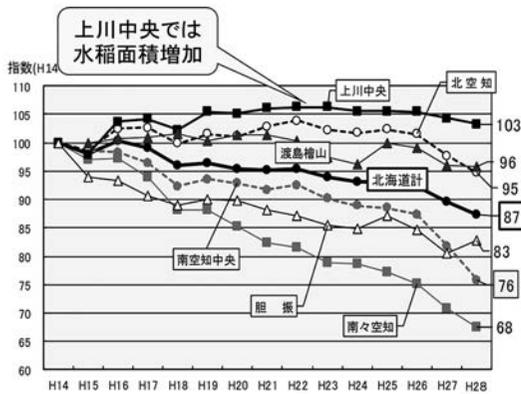


図4 水稲作付面積の推移 (H14=100)

資料：農水省作物統計。

注) 各地域の代表的3市町村の計。

次に、水田利用における水稲作付、転作についてみていきます。図は米数量の配分に当たり「ガイドライン配分」が始まった平成一四年を起点の一〇〇として、平成二八年までの地域ごとの水稲作付面積の推移です。上から上川中央で一〇三、その次が北空知、渡島・檜山で

農業振興計画で平均二五・七haと予測している農協もあります。予測の仕方はいろいろあると思いますが、これから農業を担っていくような世代では、もつ少し大きな規模にならざるを得ないだろうと思われまます。その時に危惧されるのは、「農地が円滑に移動できるのか」、そして「受け手の収益性がどうなのか」ということであり、それらを含めて中長期的な視点で考えていく必要があるだろうと考えまます。

では転作の中心はどうかを見てみると、空知は小麦・大豆が多く、特に南空知ではそういった動きが顕著です。一方、「空知①」とした北空知では、麦・大豆に加えてそばが多くなっています。上川地域は、飼料作物、そば、

九五〜九六。全体の北海道平均が八七。胆振が八三。その下に南空知中央で七六、一番下にあるのが南々空知で六八と、そうした地域差があります。その差は平成一四年以降拡大してきているのが見てとれます。吹き出しに記載しましたが、上川中央では面積はトータルでまだ維持され平成一四年を超えていません。一方で空知の南部では急激に面積が減少してきたことが確認できます。

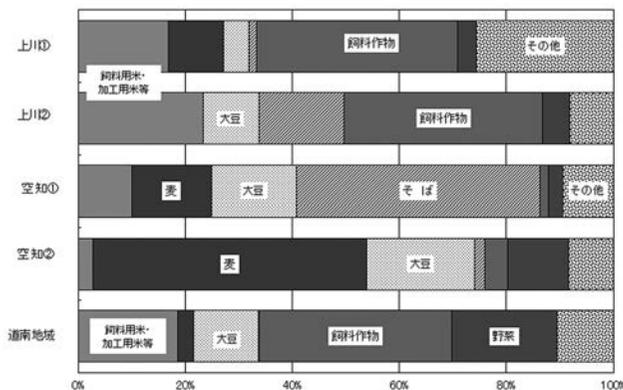


図5 農協・地域別の転作物面積 (2016年産)

資料：各農協・地域の農業再生協議会水田フル活用ビジョンによる。

そして加工用米等が多くなっています。道南地域は、野菜、飼料作物という内容です。全道的には、明らかに地域間の相違が見られ、振興局単位でも転作対応の違いが生まれてきています。今日は空知地域から主にお集まりと思いますが、このような実態も認識し、それぞれの置かれている地域の状況を踏まえながら今後の方向を考えていく必要があるということです。

水田作経営の現状―経営調査の結果から―

次に、昨年調査させていただいた中から、空知・上川の三地域での事例調査結果をご紹介します。

調査農家の経営規模は、一戸を除いて二〇ha以上と、地域の中でも比較的大きな経営体を調査しています。家族労働力は空知のA・B地域では一・五〜二・九人と二人前後です。一方上川のC地域は三人以上が多い結果でした。施設野菜もあることが背景としてあるのかなと思います。

経営の置かれている立地条件ですが、A地域は泥炭の割合が非常に高く、五〇%以上と答えた方が八割です。それに対し、空知のB地域、上川のC地域はいずれも泥炭は少ない割合でした。基盤整備の状況では、A・B地域の整備割合が高く、五〇

表1 調査経営の面積規模別経営体数

(単位：経営体)

		計	5 ha 未満	5～ 10ha	10～ 20ha	20～ 30ha	30～ 50ha	50～ 100ha	100ha 以上
A地域	地域全体	1,066	161	198	373	192	120	15	7
	調査農家	11				3	2	1	5
B地域	地域全体	564	126	104	193	94	35	9	3
	調査農家	8			1	2	4	1	
(参考) C地域	地域全体	415	206	80	63	35	22	7	2
	調査農家	10					5	5	

資料：2015年農業センサスおよび経営調査の結果による。

注) B地域は、農水省の平成29年の農業地域類型で中山間・田畑作類型に該当する旧村地域を除く。

表2 調査経営における家族労働力の状況 (単位：経営体)

		計	1.5～1.9人	2.0～2.9人	3.0～3.9人	4.0～以上
A地域		8	3	4		1
(構成比%)		100.0	37.5	50.0		12.5
B地域		7	2	4	1	
(構成比%)		100.0	28.6	57.1	14.3	
C地域		10	1	3	3	3
(構成比%)		100.0	10.0	30.0	30.0	30.0

資料：29年度北農5連委託研究「平成30年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」での経営調査による。

注1) 複数戸法人による組織経営体を除く家族経営について示した。

注2) 64歳までの基幹労働力を1.0人、補助労働力については労働力換算し、基幹労働力+補助労働力の合計でカウントした。

a区画以上が過半で、A地域は、1ha以上が六〇%となっています。一方、C地域は、半数が二〇%未満と整備割合は低く、区画の大きさも、五〇a未満が七〇%でした。空知地域の立地条件の特徴といったものが、浮かび上がってくるような気がする

表3 調査経営における泥炭土壌水田の割合 (単位: 経営体)

	計	20% 未満	20~ 50%	50~ 80%	80% 以上
A地域 (構成比%)	10 100.0	1 10.0	1 10.0	3 30.0	5 50.0
B地域 (構成比%)	8 100.0	8 100.0			
C地域 (構成比%)	10 100.0	8 80.0	2 20.0		

資料: 29年度北農5連委託研究「平成30年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」での経営調査による。

表4 調査経営における水田の整備状況と区画の大きさ割合 (単位: 経営体)

	基盤整備水田の割合別経営体数					水田の平平均画の面積別経営体数				
	計	20% 未満	20~ 50%	50~ 80%	80% 以上	計	30a 未満	30~ 50a	50~ 75a	100a 以上
A地域 (構成比%)	9 100.0		1 11.1	8 88.9		10		1 10.0	3 30.0	6 60.0
B地域 (構成比%)	6 100.0		2 33.3	4 66.7		7	1 14.3	2 28.6	3 42.9	1 14.3
C地域 (構成比%)	9 100.0	5 55.6	2 22.2	1 11.1	1 11.1	10		7 70.0	3 30.0	

資料: 29年度北農5連委託研究「平成30年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」での経営調査。

たします。
A、B、C農協の調査農家を、横軸に水田面積、縦軸に水稻の面積割合でプロットしてみると、水稻の作付割合が五〇%未

満の層と五〇%以上の層とに区分される特徴的な違いがありました。A地域の大半の経営群は水稻の作付割合が五〇%未満の層でした。
次に水田転作も加えてみます。グループ①は、大半がA地域ですが、水稻の作付割合が五〇%未満であり、麦・大豆等の一般の畑作物が六割を超えているという特徴を示しております。一方で、水稻の割合が五割を超えているB、C地域も、よく見ていくとおおよそ二つに分かれます。小麦・大豆等の畑作物の割合が六〇%を超えているグループ②と、もう一つは転作作物としてはそば、あるいは牧草、さらに施設野菜を組み入れたグループ③に分かれます。以下、この三つのグループごとに特徴を見ていきます。
水稻の作付品種では、グループ①は、「ゆめぴりか」や「な

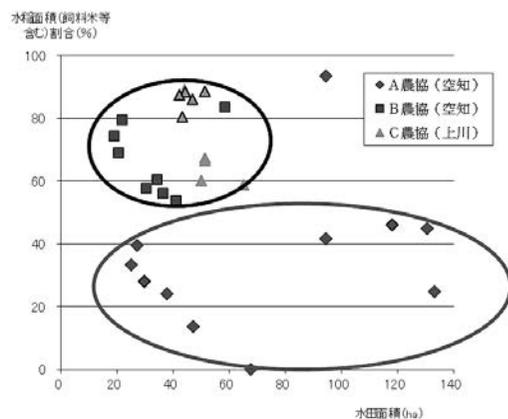


図6 調査経営の水田面積と水稻面積の割合
資料: 29年度北農5連委託研究「平成30年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」での農家調査による。

「なつぼし」を作付している経営体の割合が五〇〜六〇%ですが、グループ②・③では八〇%を超えており、かなり違いがあります。その他の品種では、グループ①では「ほしまる」「大地の星」、グループ②は「ぶっくりんこ」も多く、グループ③は「きたくりん」「ほしのゆめ」が作付されています。地域差を反映している部分もありますが、経営上の対応としても違いが見られます。

水田の利用方法では、転作用の作物との関係で、「田畑輪換」をしているか、「転作田固定」か、あるいは、田畑輪換、

転作田固定双方ある「併用型」がありますが、立地や土壌条件、生産条件等から明瞭に違いが出ています。グループ①とグループ③はかなり両極に位置し、グループ②は、両者の中間的な位置と言えます。

水田一〇a当たりの販売額と収益構造ですが、グループ①は麦、大豆等畑作主体のため、水田一〇a当販売額は、四万〜八万で、経営所得安定対策交付金等を含めると一〜二万円前後です。これに対してグループ③は、水稻販売を中心に野菜等の収益を加え一〇万〜一六万円ほどを確保しています。その中間がグ

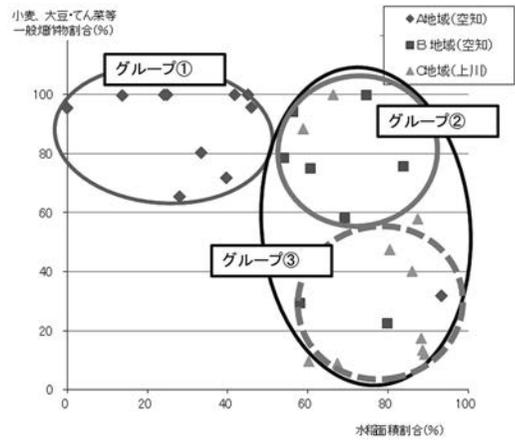


図7 調査経営の水稻と一般畑作物の割合
資料：29年度北農5連委託研究「平成30年産以降の北海道の水田農業のあり方に関する調査研究」での農家調査による。

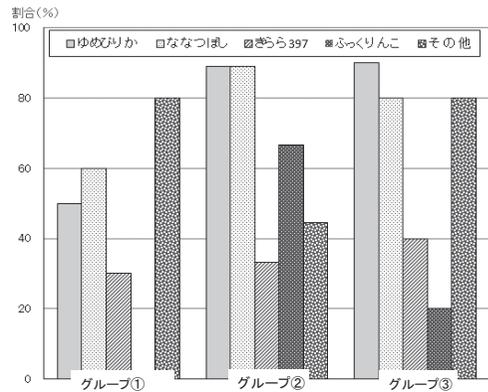


図8 品種毎の作付経営体割合

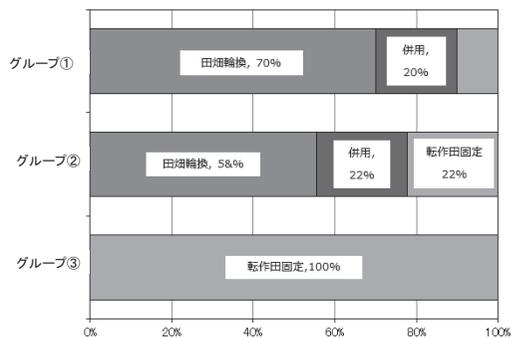


図9 調査経営の水田利用方式
資料：2008年（平成15年）11月に報告者実施のアンケート調査。

注1) 水田利用方式としては、田畑輪換型、転作田固定型の2通りを想定し、圃場の土質に応じて、両者を併用している場合を「併用」型とした。

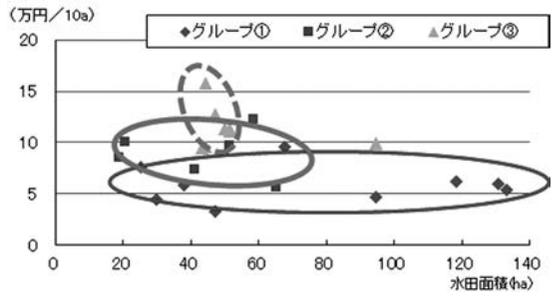


図10 調査経営の水田面積と10a当たり販売額

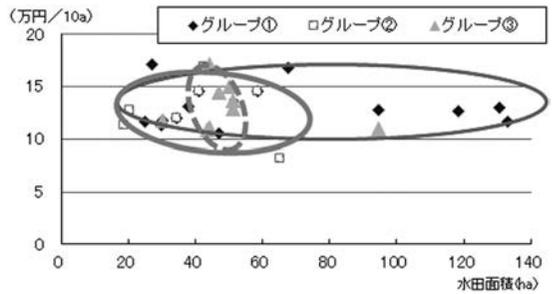


図11 調査経営の10a当たり販売額+助成金
(経営安定対策交付金等)

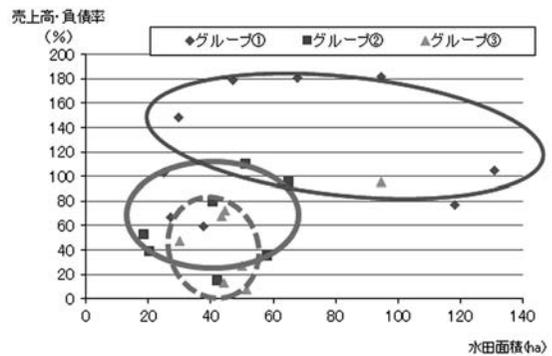


図12 調査経営の売上高・負債率

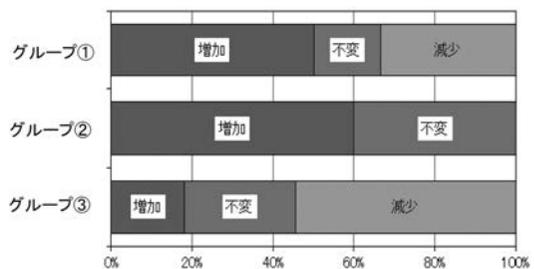


図13 借入金の負担割合

グループ②で二万〜一六万円が確保されています。収益内訳で、グループ③の交付金収入は全体の10%前後と低いのが特徴的です。

それから、「農業への借入金の状況」ですが、販売額に対する借入金の状況を割り返した売上高負債率という値を示しています。グループ①の売上高負債率は100を超える経営が三分の二を占めています。グループ②は50〜100のところ。グループ③は一番小さく、多くは60以下にありました。調査の

中ではこの「借入金の状況がどう変わってきているか」ということも聞いています。グループ①・②どちらも借入金の負担割合が増えてきていると回答した経営が多く、グループ③は逆に減ってきているという回答が多い結果でした。グループ①・②は、ほぼA地域・B地域といえますが、農地は借入もありますが、どちらかといえば購入であり、更に、規模拡大に伴う機械投資も増加していることから、借入金が増える構造となったと思います。近年旺盛に拡大してきたことが、このような借入金

状況の背景として考えられます。

「今後の経営規模の意向」では、半数以上が拡大を考えており、現状維持は三〇〜四〇%でした。特に、グループ②・③は拡大意向が六割を超えていました。これに対してグループ①は、拡大、現状維持が半々とグループ②・グループ③に比べ拡大意向がやや弱い傾向が見られました。

「今後の水稻の作付意向」では、特徴的にはグループ③の拡

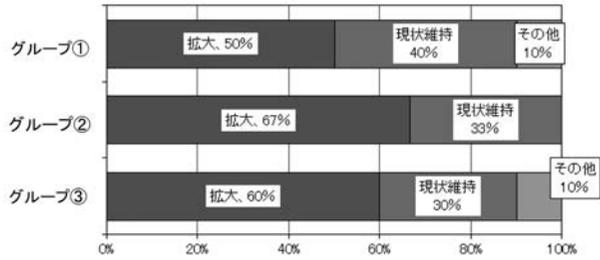


図14 今後の経営規模の意向

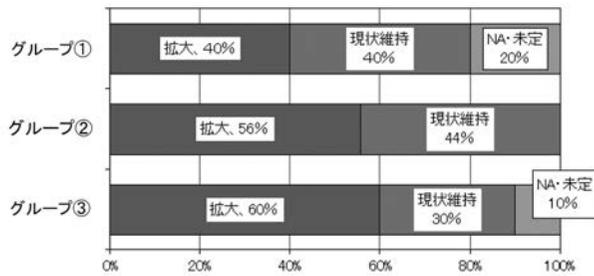


図15 今後の水稻作付の意向

大意向が強くと六〇%ありました。次いでグループ②です。これに対してグループ①は四〇%で現状維持と同じ比率でした。グループ③と対照的ですが、グループ①は田畑輪換型経営が多く、水稻も輪作

作物のひとつとなり、規模拡大されても二五〜三〇%の作付割合は変わらないことも要因と思われる。

次は、それぞれの経営が現在どんなことを「経営の課題」として考えているかです。全体として、「収量向上」、「コスト削減」、「省力化」という課題の回答が多い傾向でした。グループ①は、「収量向上」が一番で、次いで「コスト削減」、「省力化」、「品質向上」の順でありました。グループ②は、「省力化」が

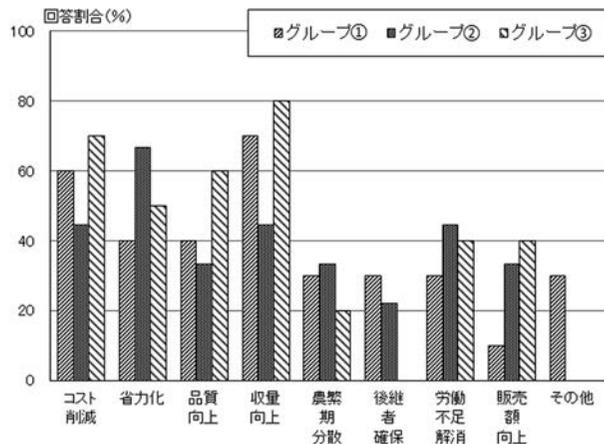


図16 経営の課題

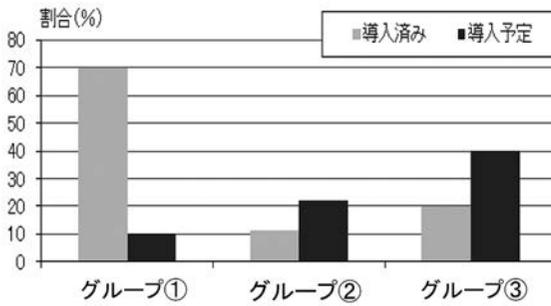


図17 水稲直播栽培の導入状況及び今後の意向

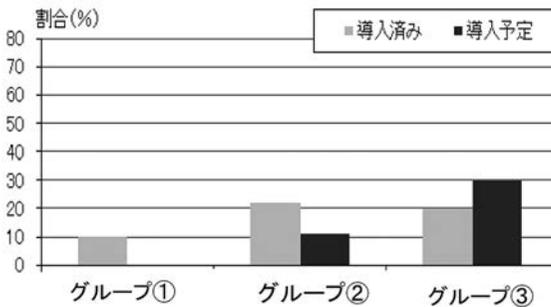


図18 水稲疎植栽培の導入状況及び今後の意向

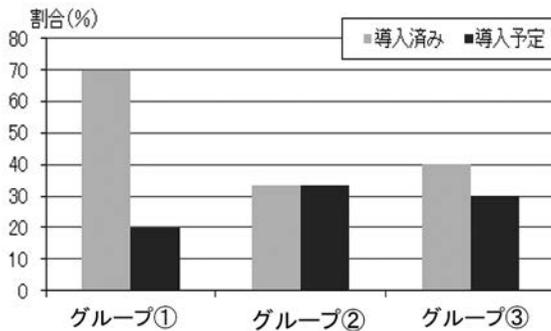


図19 GPSガイダンスの導入状況及び今後の意向

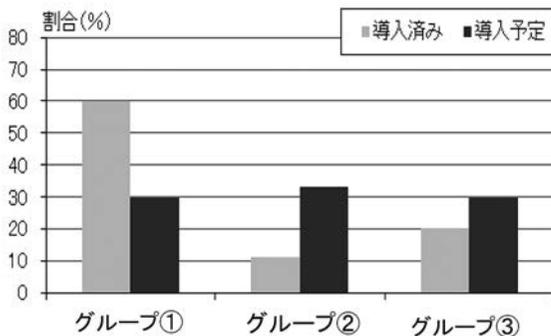


図20 自動操舵装置の導入状況及び今後の意向

一番であり、「コストの削減」、「収量向上」、更に「労働力不足の解消」の順に挙がっています。グループ③はグループ①と共通し、「収量の向上」、「コストの削減」が多くなっており、次に「品質の向上」、「省力化」と続きます。グループ②同様「労働力不足の解消」という課題も高くなっています。雇用の実態の図表は示していませんが、水稲の作付割合の高いグループ③の経営は家族労働力も三人いますが、雇用では、常雇い、そして臨時雇いも相当の人数を入れている経営が多かったことから、

労働力不足の危機感が強いのだと思われます。全道的に水田地帯も労働力不足が顕著ですが、グループ③は、半数が上川地域であり、上川地域の方が深刻である印象を受けます。また、同じ空知でも稲作のウェイトが高い地域で労働力不足が深刻となっていることがかかえると思います。そういう中で、「水稲栽培に関する新技術への意向」も調査しています。その中から「直播栽培」と「疎植栽培」についての回答だけ抜き出しました。「直播栽培」については、グルー

ブ①では七割が「既に導入している」という回答になっていま
す。グループ③はまだ二割ですが、四割が「今後入れたい」と
いう回答でした。グループ②はやや低い傾向でした。「疎植栽
培」については、グループ③で意向が強く、北空知を中心とす
るグループ②も二割ほど導入済みですが、意向は低い傾向が見
られました。

「ICTに関する新技術への意向」では、「GPSガイドン
ス」、「自動操舵」、それに「可変施肥」について聞いています
が、「可変施肥」はあまり回答が多くなかったため、「GPSガ
イダンス」と「自動操舵」だけをグラフにしました。グループ
①は「GPSガイドダンスを既に導入」あるいは「自動操舵を既
に導入」という回答の割合が、六〜七割と非常に高くなってい
ます。全体でも「GPSガイドダンスを導入」という農家が三〜
四割あり、「今後導入したい」という意向も高いのが特徴でし
た。「自動操舵」についても、「今後導入したい」という意向が
多いことが確認できました。

これまで複数の項目について報告しましたが、まとめると次
の様になります。

グループ①はA地域の大半の生産者で、水稲作付割合は五〇
%未満、転作は小麦、大豆、てん菜等の一般畑作物が主。泥炭

土割合が高く、「ゆめ
ぴりか」の作付割合は
低い。基盤整備が進ん
だ中で、水稲は輪作作
物の一つとして田畑輪
換型の水田利用を行い、

経営規模及び水稲の作
付拡大意向はやや低い。
直播栽培は導入済みが
多く、収量向上とコス
ト削減を重視。GPS
自動操舵等ICT導入
も先行しており、それ
らを支える研究会が活
発であります。

グループ②はB地域
が多数でかつC地域の
一部の農家が含まれま
す。水稲作付割合は五
五〜九〇%と高く、転

表5 各グループの特徴

	グループ①	グループ②	グループ③
立地地域	A地域の大半	B地域の多数 C地域の一部	C地域の多数 A、B地域の一部
土地・基盤条件	泥炭土割合の高さ。基盤整備・大区画進展	基盤整備進展	整備の遅れ
水稲作付	水稲50%未満。「ゆめぴりか」作付割合低い。	水稲作付55～90%。「ゆめぴりか」作付け割合の高さ	水稲作付55～90%。「ゆめぴりか」作付け割合の高さ
転作作物	小麦、大豆、てん菜等一般畑作物	大豆、小麦、及びそば、牧草等	そば、牧草、及び野菜
水田利用	田畑輪換型	田畑輪換及び転作田固定	転作田固定
規模、水稲の意向	拡大意欲やや低い	規模拡大、水稲拡大意欲高い	規模拡大、水稲拡大意欲高い
経営の課題	収量向上、コスト削減	省力化	収量向上、コスト削減
水稲直播栽培	導入割合の高さ	導入意向やや低い	今後、導入意向
GPS自動操舵等ICT技術	導入割合の高さ	今後、導入意向	今後、導入意向

作は大豆及び小麦が主。田畑輪換型のほか転作田固定型もみられ、良食味米と転作物物の生産性向上の追求等、グループ①・③の中間的に位置。省力化や労働力不足の解消が課題であるが、直播、疎植栽培の導入意向は低い。今後三〇～四〇%が自動操舵等の導入意向があります。

グループ③はC地域の多数及びA・B地域の一部の農家です。水稲作付割合は五五～九〇%と高く、転作は野菜及びそば、牧草等。「ゆめびりか」「ななつぼし」の作付割合が高く、転作田固定型の水田利用。水稲の拡大意向が最も強く、収量向上、コスト削減、さらに労働力不足の解消が課題。直播、疎植栽培とともに導入意向は高い。今後三〇～四〇%が自動操舵等の導入意向あり。という状況であります。

今回調査では、「米改革で米価等が地域農業にどんな影響がありますか」ということも聞いています。米価への影響では、特にグループ②、③では七割近くが「ある」と回答しています。それから地域農業への影響では、グループ①で「ある」という回答が多く、グループ③は「わからない」という結果でした。あくまで調査した生産者での集計ですが、参考までに紹介させていただきます。

水稲直播栽培と今後の経営対応

道内の直播面積の推移は図のとおり、二〇一〇年以降大きく伸びており、現在ほぼ二、〇〇〇haになっていきます。空知が一、三〇〇haと全体の六六%を占め、次いで上川二七〇ha、渡島一三〇haと、特に空知の割合が高いことがわかります。空知では乾田方式が多く、その他の地域では湛水方式が主であります。

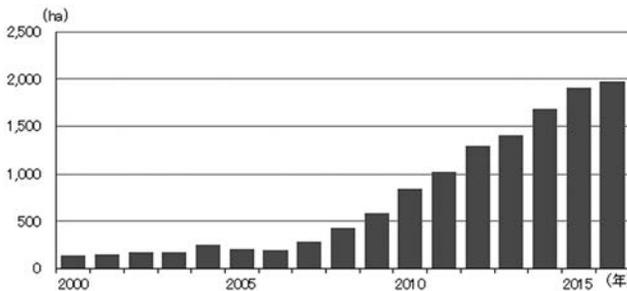


図21 北海道における水稲直播栽培面積の推移

資料：北海道農政部「米に関する資料」各年版

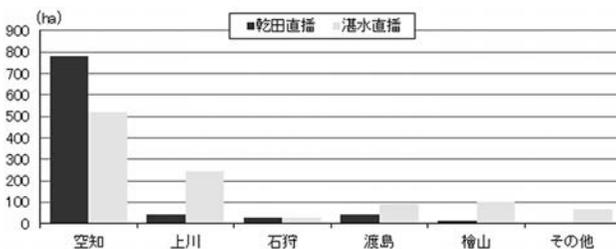


図22 振興局別の水稲直播栽培面積 (平成28年)

資料：北海道農政部「米に関する資料」各年版

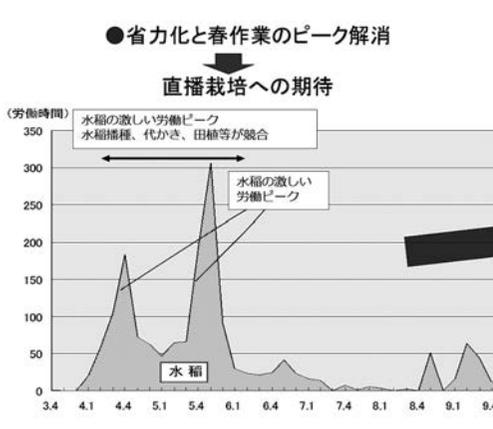


図23 水稲作の半旬別労働時間（平成14年）

資料：当麻町の24.5ha経営（水稲19ha、スイカ1haほか）
の作業日誌から水稲のみを表示。

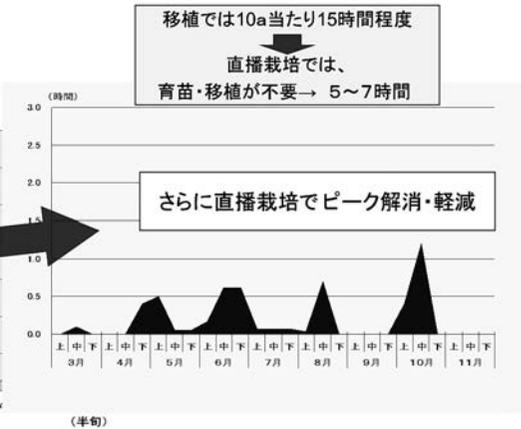


図24 水稲直播栽培の労働時間（10a当たり）

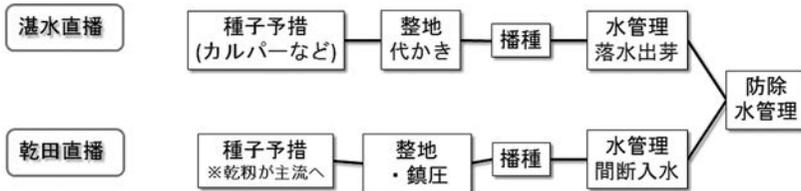


図25 湛水直播栽培と乾田直播栽培

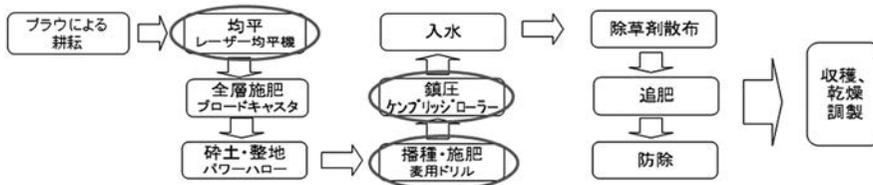


図26 乾田直播での作業体系

空知管内の市町村、特に岩見沢市、妹背牛町、美唄市の面積の伸びが大きいです。直播のメリットは皆さんご承知の通り、一つは省力化です。一〇a当労働時間は、移植で一五時間ですが、育苗・移植が不要となる直播は五〜七時間程度です。乾田が湛水かで多少違いはありますが、三分の一程度です。さらに注目されることは、農作業のピークが大きく変わるため、省力化だけでなく経営全体に対する効果が大いことです。稲作中心で大規模な経営の場合、春の播種、田植の時期は非常に大きな労働のピークになります。しかし直播にすることにより山が小さくなることも分散します。臨時雇いの確保問題、労働時間偏重の解消など、農業経営を継続する上でとても大きな意味があることがわかれると思います。

次に、湛水直播と乾田直播について話をさせていただきますが、違いは湛水状

態で播種を行うか、乾田状態であるか、別の言葉で言えば、代かきを行ってやるのか、そうでないのかと言った方が早いかもしれません。

最近、特に岩見沢や南空知で広がっている乾田直播での作業体系を紹介させていただきます。まずは圃場の均平・整地をしつかり行います。そうすることで、苗立ち、初期生育、除草剤の効果に大きくつながります。播種後に鎮圧をかけることで漏水対策となり、またそれは播種床を作ることと、苗立ち率の向上にもつながります。播種は麦用ドリルを用いるので、非常に高速な播種作業が可能になります。このように、従来の乾田直播とはまた違う体系になっています。播種機が稲作専用ではなく、麦用ドリルを用い、麦や大豆等の他の作物の播種にも使うことで、汎用利用によるコストの低減も大きな特徴になっています。

その具体的な事例として、グループ①のE経営を紹介させていただきます。経営面積は三八ha、基幹労働力二人で雇用は入れています。大区画整備は全て終わっており、集中管理孔方式で、ピリ砂利の暗渠が入っていて地下灌漑ができます。これを水稻直播の際に地下灌漑として利用しています。作付内訳は、水稻九ha、小麦十一ha、大豆二〇ha、菜種二ha、てん菜三ha、

トウモロコシ二haで、七五%ほどの生産調整割合になります。水稻は、平成二七年までは移植もありましたが、ここ二年は全面積乾田直播だけです。品種は直播向けの「大地の星」、「ほしまる」以外に「ななつぼし」も加え、三品種で作付されています。この経営は水稻の後作にビートを入れ、そして大豆、小麦と回し、もう一回水稻に戻すという輪作体系を基本とし、さらに菜種、トウモロコシも組み入れています。平成二七年の結果ですが、

表6 移植と直播栽培の10a当たり生産費の比較 (2015年産)

(単位:円)

	D市E経営		農水省米生産費調査		生産費の比較	
	移植 (3.7ha)	直播 (6.0ha)	北海道 平均	北海道 15ha以上	E経営の直播－ 農水・15ha以上	E経営の直播－ E経営の移植
固定資本費用	29,288	34,156	38,886	35,328	▲1,172	4,868
労働費	24,214	8,621	28,417	24,154	▲15,533	▲15,593
肥料等資材費	24,820	27,256	20,825	20,350	6,906	2,436
土地改良・水利費	7,644	7,644	5,537	5,310	2,334	0
租税・公課・生産管理費	5,114	3,708	3,195	2,697	1,011	▲1,406
資本利子・地代	19,313	18,968	18,015	17,759	1,209	▲345
副産物価格	413	983	1,989	1,437	▲454	570
全算入生産費(副産物価格差引)	109,980	99,370	112,886	104,161	▲4,791	▲10,040
60kg当たり全算入生産費	9,791	9,434	11,883	11,342	▲1,909	▲357
10a当たり生産物収量(kg)	674	632	570	551	81	▲42
労働時間(時)	15.4	5.6	17.6	14.8	▲9.2	▲9.8



水稻直播では一〇俵の高単収を上げています。トウモロコシは子実用で、飼料用ですが、透水性の改善、地力の向上を目的として取り入れています。経営面積は、五〇haまでは規模拡大が可能という意向でありました。

この経営の平成二七年の稲作コストを表に示しました。

表6では、E経営の移植・直播のコストを米生産費調査の平均比較しています。単収は移植で六七四kg、直播で六三二kgとかなり単収が高い結果でしたが、全算入生産費で移植が一〇九、九八〇円、直播で九九、三七〇円です。六〇kg当たりの生産費も示していますが、米生産費調査の北海道平均はもちろんのこと、

一五ha以上の大規模層の値と比べても相当低い水準になっています。優良な事例であります、課題として挙げられるものに、この年の単収レベルをどうやって維持するか、あるいは向上を図るかという点があります。直播での単収六三二kgと

一般的なレベルより高い水準ではあります、仮に移植並に収向上すれば、生産費は九、〇〇〇円を切ります。逆に平均レベルの五五〇kgにとまれば二万円を超える結果になります。やはり直播の場合、どうやって収量を確保していくかが非常に大きな課題、ポイントになるかかかかかかかかかかかかから、可能な限り共同利用や他作物との汎用利用を促進することも重要なポイントになってくるでしょう。

以上、具体的経営事例から説明させていただきましたが、北海道において、これから直播の普及拡大を図る上での課題としては、地下灌漑できるような圃場条件の整備、それから研究会活動を通じた技術の向上も挙げられます。先ほど岩見沢市、美唄市、妹背牛町の直播面積が大きく伸びているとお話しましたが、いずれも熱心な研究会活動をされています。本年度の日本農業賞の大賞を受賞された妹背牛町の(株)藤農場は、水稻直播導入による低コスト化や省力化の実現が評価されたものですが、水田輪作の実践等の研究会活動を熱心に進めていることも特徴的であります。

もう一つは品種になると思います。これまで「ほしまる」「大地の星」でありましたが、新しく「上育471号」が優良

品種に認定されました。苗立ちがよく、いもち病にも強いこと、そして収量も高いと聞いていますので、今後、充期待される品種になると考えています。今後もさらに新たな品種開発を進め、直播向けに複数品種のラインナップ化を図ることも、水稻直播栽培普及には急務であります。

経営モデルを用いたシミュレーション

グループ①型から経営モデルを策定し、収益を最大化できる作付構成、面積、所得をシミュレーションしてみました。モデルは、経営面積三五ha、労働力二人、水稻のほか、小麦、大豆、その他（てん菜、菜種、トウモロコシ）を四年輪作することを想定したものです。移植水稻は無代かき栽培、直播は乾田直播、生産調整割合は自由に変動可とし、三五ha以上は借地を前提条

表7 グループ①の水田輪作型経営での作物・品種と単収等

作物・品種名	単収 (kg)	品代 (60kg当たり・円)	10a当たり 労働時間(時間)
水 稲			
移植栽培水稻 ななつぼし	550	12,700	15.5
直播栽培水稻			
大地の星	570	11,447	4.9
ほしまる	540	11,747	4.9
小 麦			
きたほなみ	540	1,932	1.7
ゆめちから	510	1,772	1.7
キタノカオリ	480	2,518	1.7
大 豆			
トヨムスメ	300	9,519	8.7
ユキホマレ	330	9,119	8.7
てんさい		(トン当たり・円)	
	5,400	11,337	11.0
な た ね			
キザキノナタネ	400	5,445	2.6
子実用トウモロコシ P9027	884	37.8	1.7

資料：A地域のE経営の簿記帳簿と聞き取り調査に基づいて設定した。

表8 グループ①の水田輪作型経営（労働力2人）における米直接支払交付金廃止と水稻所得

	米の直接支払 7,500円あり ①	米の直接支払 7,500円なし ②	同左で①と同等所得となるまで規模 拡大 ③	同左で上限まで規模 拡大した場合 ④	(参考) ①で輪作を考慮し ない場合	備考
経営面積 (ha)	35.0	35.0	37.6	41.7	35.0	
水稻面積 (ha)	10.5	10.5	11.3	12.5	5.9	
移 植 (ha)	4.7	4.7	4.1	6.1	5.9	
直 播 (ha)	5.8	5.8	7.2	6.4	0.0	
転作物 (ha)	24.5	24.5	26.3	29.2	29.1	
小 麦 (ha)	8.8	8.8	9.4	10.4	18.3	
大 豆 (ha)	8.8	8.8	9.4	10.4	10.8	
その他 (ha)	7.0	7.0	7.5	8.3	0.0	ナタネ、てん菜、 トウモロコシ
所 得 (円)	10,714,169	9,926,669	10,714,169	11,844,489	13,550,162	
所得差額 (円)		▲ 787,500	0	1,130,320	2,835,993	米の直接支払交付金がある場合①との差

注) 35ha以上への拡大は、借地での拡大を想定し、小作料12,000円/10a支払うとした。

表9 グループ①の水田輪作型経営（労働力2人）における水稻直播及び小麦の単収向上

	米の直接支払 7,500円あり ①	米の直接支払 7,500円なし ②	同左で直播水稻の 収量向上を想定 ③	同左でさらに、小麦 の収量向上を想定 ④	同左でさらに、規 模を上限まで拡大 ⑤	備考
経営面積 (ha)	35.0	35.0	35.0	35.0	41.7	
水稻面積 (ha)	10.5	10.5	10.5	10.5	12.5	
移植 (ha)	4.7	4.7	4.3	4.3	6.1	
直播 (ha)	5.8	5.8	6.2	6.2	6.4	③ほしまる、大地の 星とも+30/10kg
転作作物 (ha)	24.5	24.5	24.5	24.5	29.2	
小麦 (ha)	8.8	8.8	8.8	8.8	10.4	④きたほなみ+60 kg/10a
大豆 (ha)	8.8	8.8	8.8	8.8	10.4	
その他 (ha)	7.0	7.0	7.0	7.0	8.3	ナタネ、てん菜、 トウモロコシ
所得 (円)	10,714,169	9,926,669	10,624,073	10,698,169	12,651,766	
所得差額 (円)		▲ 787,500	▲ 90,097	▲ 16,000	1,937,597	米の直接支払交付 金がある場合①と の差

件としていきます。単収水準、品代等は表7の通りとなりました。

シミュレーション結果ですが、米の直接支払がある場合と廃止の場合の比較では、七九万円減額になりま

す。規模拡大により、その所得を回復するためには二・六haが必要となります。畑作のウエイトが高いことから、面積規模をそれほど大きく拡大せずとも所得確保ができるとい

うことがうかがえます。そして、上限まで規模拡大した場合に、どのような作付内容で、どれだけ所得が増えるかを試算したところ、上限は四一・七haで所得は一五%ほど増えます。参考として、輪作を考慮しない試算もしていますが、その場合は転作作物がもつと増えます。品代は安いのですが、畑作物の直接支払、それから水田活用交付金があることにより増えます。短期的な利益であれば、転作作物増が有利ですが、長期的な経営継続のためには、輪作が必要であり、規模拡大も四一・七haが上限となってきます。

次に、単収向上による所得を試算しました。米の直接支払廃止の所得減は、水稻直播の単収を五%向上することでほぼ回復されます。さらに、小麦の一〇%増収で完全に所得が回復できます。

時間の関係から詳細に説明できませんが、結論としては、所得の確保・維持のためには水稻あるいは小麦の単収向上の効果というのはいやほや大きいと言えます。そして規模拡大を組み合わせることですらなる所得増加も可能になります。以上が、直播栽培との組み合わせによる水田輪作体系でのシミュレーション結果であります。

空知においては、振興局を中心に「空知型輪作」といふ

表10 グループ③の水稲経営における品種と単収等

作物・品種名	単収 (kg)	品代 (60kg当たり・円)	10a当たり 労働時間(時間)
水 稲			
移植栽培水稲			
ななつぼし	550	12,700	15.5
ゆめびりか	570	13,100	15.5
直播栽培水稲			
ほしまる	510	11,747	4.9

資料：D農協管内D7農家の簿記帳と聞き取り調査に基づく。

表11 グループ③の水稲主体経営（労働力3人）における米直接支払交付金廃止と水稲所得

	米の直接支払 7,500円あり ①	米の直接支払 7,500円なし ②	同左で上限まで規 模拡大した場合 ③	同左で直播栽培が 導入され規模拡大 した場合（直播栽 培510kg/10a） ④	同左で直播栽培の単 収が向上した場合 （直播栽培540kg） ⑤	備考
経営面積 (ha)	35.0	35.0	40.6	51.2	51.2	
水稲面積 (ha)	26.0	26.0	31.6	42.2	42.2	
移植 (ha)	26.0	26.0	31.6	29.1	29.1	
直播 (ha)				13.1	13.1	
転作作物 (ha)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	
牧草 (ha)	9.0	9.0	9.0	9.0	9.0	
所得 (ha)	9,385,813	7,435,813	8,982,443	9,385,820	10,153,601	
所得差額(円)		▲1,950,000	▲403,370	7	767,788	米の直接支払交付金がある場合①との差
雇用労働(時間)	878	878	1,524	1,352	1,352	

注) 35ha以上への拡大は、借地での拡大を想定し、小作料12,000円/10a支払うとした。

前から言われてきていました。最近では麦・大豆以外のものが入った「南空知型」とか、麦・大豆中心の「北空知型」というような言い方もあるようですが、やはり空知における一つの方向性としてあるのではということ、紹介いたしました。

次に、グループ③型における経営モデルでのシミュレーションです。経営面積三五ha、労働力三人、水稲主体で転作は飼料作、春の農繁期に臨時雇い四人利用。延べ一〇〇〇時間。水田利用は、転作田固定、三五ha以上は借地を前提条件としています。単収水準、品代等は表10の通りとしました。

モデルでは、水稲二六haと七割を作付する前提で考えています。その場合、米の直接支払廃止の影響は先ほどのケースの倍以上とかなり大きいです。所得減の回復を規模拡大だけで考えると、制約条件を考慮すると上限まで拡大しても所得回復は困難です。上限の制約要因は労働力です。家族労働三人、臨時雇い四人（一、〇〇〇時間）としており、試算では、臨時雇いの雇用時間を一、五〇〇時間まで増やしても、規模拡大四〇haが上限で、水稲作付も三二haが限界です。移植の場合、三二〜三三haが労働力三人の限界であるということです。それでも、所得はカバーできないので、稲作主体では直播を導入し拡大していく必要があります。直播導入も含め、四二haまで稲作作付を

増やすことができれば所得を確保できます。さらに直播単収五〇kgを五〜六%向上できれば、総所得は一千万円を超えると試算されます。

以上、冒頭説明しました昨年の経営調査結果からご報告させていただきましたが、全道的には水稻作付や転作体系に大きな地域間の差が現れており、この空知においても差があり、グループとして三つの対応に分かれていることが確認されました。経営モデルのシミュレーションでは、平成三〇年産以降の対応として、今後の方向の一端ということで、所得確保に向けた規模拡大・単収向上等のあり方・対応を検討し単収向上や規模拡大を図ることの効果をお示しさせていただきました。モデルの前提としての米価は去年ベースで試算しています。平成二九年産米価は上昇していますが、今後の米価水準がどうなるかによつて、試算内容が大きく変わることもお含み願います。調査させていただいた生産者には、いつまでもこの米価は続かないのではと懐疑的にみている方も少なくはなく、そうならないことを期待しますが、その点は色々想定を考えていく必要があるだろうと思います。また、各経営の立地を含めた条件、これは土質的な条件とか基盤の条件等様々違いますから、地域のリーダーの方々には、それぞれの地域、経営に応じた今後の方向に

ついて示していくこと、たとえば具体的ないくつかのモデルを示していく必要があると思います。すでに農協によつては、普及センターの「宮農ナビ」という非常に便利なツールを活用されているところもあると思います。そういうツールを活用し、普及センターとも連携しながら、例えばJAいわみざわの農業振興計画では、営農モデルをかなり細かく提示しており、生産者にとつても有益な情報となっていると考えられます。地域にあつた様々なやり方があるとは思いますが、今後は、「このような条件のもとではこのようなやり方が良い」ということをより明確に示していく必要がある、生産者の方も期待していることだと思います。

おわりに―空知農業の強みと弱み―

これからも、高齢化や離農により農地が流動化せざるを得ない局面が続くと想定され、規模拡大の進展も不可避であります。農地市場のあり方とも関連しますが、借入金負担等を踏まえた中長期での方向性を検討する必要もあります。今日は取り上げませんでした。が中山間地域での農地の受け手問題では、受け皿となる法人の組織化検討などの方策も中長期に考えていく必要

があるだろうと考えています。

最後になりますが、今後の空知農業の方向性を検討する上では、強みと弱みを正しく認識し取り組むことが重要だと思います。企業の経営分析でもよく使われる「SWOT分析」という手法があります。「プラス要素」と「マイナス要素」、「内部環境」と「外部環境」という四つの次元に分けて考える手法です。Sは「強み・Strengths」、Wは「弱み・Weaknesses」、Oは「機会・Opportunities」、Tは「脅威・Threats」とあります。

私見ですが、空知農業の強みは、専業的・大規模でかつ後継者の確保されている経営が多い。他地域と比べた場合そう言えるかと思えます。また、基盤整備の進展や、直播、ICT研究会の活動もプラス要素と言えます。マイナス要素では、良食味米に不利な泥炭土壌という条件があります。単収も気象条件はありますが、高収量地帯に比べるとやや不安定という点がマイナス要素に入ります。外部環境では、業務用米のニーズの高まり、国産麦、大豆に対する強いニーズ。大豆は短期的には価格が下がり課題になっている面もありますが。水田活用交付金に関しては、従来と同等、あるいはやや付加されるかも知れませんが、少なくとも来年については維持されています。一方、東

表12 空知農業の強みと弱み (SWOT分析から)

	プラス要素	マイナス要素
内部環境	<S強み> ・専業的・大規模で後継者確保経営が多い ・基盤整備進展 (大区画、排水改善) ・水稲直播やICT等の研究会活動	<W弱み> ・良食味米には不向きな土壌・気象条件 ・水稲単収の低さと不安定さ
外部環境	<O市場機会> ・業務用米へのニーズ ・国産麦、大豆への強いニーズ ・水田活用助成の維持	<T脅威> ・WTO等の国際化・市場開放 ・米価の変動 ・過度な補助金依存

資料：報告者が作成。

山先生のお話にありましたが、市場開放への対応、米価の変動などが脅威となります。非常に大雑把な私見ですが、このようにそれぞれの地域の強み・弱みをもっと細かく整理しながら、今後の方向を考えていく必要があると思っております。

本日ご参加の皆様には、多くの国内外の環境の変化により、ご苦労も非常に多いことと察しますが、ご報告させていただいた話題から、多少なりとも今後に向け良い方向を考えるヒントにつなげていた

だき、お役に立てることになれば幸いです。ご清聴ありがとうございました。

質
疑
応
答

飯澤 東山先生、仁平先生、どうもありがとうございます。
た。

それでは、東山先生も加わっていただき、総合討論に移ります。ご意見あるいはご質問をお受けしますが、いかがでしょうか。

出ないようですので私から、東山先生にお聞きします。大分前の話になりますが、私がアメリカのカーギル本社を訪問しました。ちょうどカーギルが日本の飼料工場から撤退したところで、その理由を尋ねたところ、「もう飼料だけを日本に買ってもらう時代ではなく、直接牛肉や豚肉を輸出する戦略に転換する」と言われました。そのように、飼料や農畜産物というだけではなく、今後は加工品の流入も懸念されますが、その辺どうでしょうか。

東山 日本に飼料としてトウモロコシ、大豆送り込むことがアメリカ穀物メジャーの役割であり、実は全農もニューオーリンズにカントリーエレベーターを持って輸入しています。た



東山准教授

のビジネスモデルになっ
うのは、もはや時代遅れ
豆・トウモロコシをアメ
世界」から見ると、「大
の商社も含めた「商社の
だ、穀物メジャーや日本
ており、現在は「脱アメリカ」で、南米のアルゼンチンである
とか、ロシア、ウクライナ、場合によってはアフリカからのビ
ジネス展開が主流です。カーギル自体は、大きな食肉パッカー
でもあり、当然そういう展開になっていったと考えています。

TPP11との関わりで言いますと、TPP11をまとめあげる
のはアメリカの農業団体を大いに刺激することであり、非常に
怖いことでもあります。日本市場はやはり大きなものです。人口
が一億人以上いるアジアの国は、中国とインドは別格としてイ
ンドネシアくらいです。日本は非常に魅力的なマーケットであ
り、それを虎視眈々と狙っているのは変わらないと思っています。
す。

最近では日本も国内ばかりでなく「外に目を向ける」などと言
われています。しかし、私たちは輸出国ではないので、輸出農

業とは何か、彼らが何を気にしているのかということをおまわり知りません。輸出農業は、ライバルとの競争であり、「輸出先のマーケットにおけるライバルをいかに叩きつぶすか」、「いかに彼らを凌いで競争していくか」ということを一生懸命考へています。アメリカにとって、日本市場における牛肉のライバルはオーストラリアであり、小麦ではカナダ・オーストラリアです。そういうライバルがTPP11の発効でアメリカよりもずっと有利な条件を獲得していくことになり、そういうことをアメリカが黙って見ているはずがない。アメリカの農業団体を大いに刺激して、日本市場を巡っても「カナダやオーストラリアが獲得した条件を上回るものをよこせ」と言ってくるものと思えます。そういう意味からも、今の時点でTPP11をまとめあげるのは得策ではない、ということを変更して申し上げたい。

飯澤 どのもありがとうございました。

仁平先生の講演の中の直播に関連してお聞きします。現在の専用品種は「ほしまる」「大地の星」ですが、新しい品種が開発されたと聞いています。その点についてお話いただけますか。

仁平 「上育471号」が新しく優良品種に認定されまし



仁平特任技監

る」に置き換えて今後普及を目指していくと言われています。

種籾の関係で、実際には来年以降になるのではないかと思います。本格作付に向け、各地の農協や役場等とも連携し、地域ごとに適した栽培方法の試験等に実習レベルで取り組みながら来年以降の普及に繋がられていくと思います。食味も良いということ、販売面でもたいへん期待される品種です。

飯澤 ありがとうございます。

以上で質疑を終りました。

た。非常に苗立ちが良く、耐冷性も高く、そしていもち病にも強い特性があります。また、食味も良く、収量についても「ほしまる」よりも優れた品種です。空知あるいは上川を中心に、「ほしま



伊藤専務理事

飯澤所長



中央会岩見沢支所 伊藤支所長

ます。東山先生、仁平先生ご講演誠にありがとうございました。

伊藤専務 閉会にあたり、共催をいただきました北海道農業協同組合中央会岩見沢支所の伊藤支所長よりご挨拶をいただきます。よろしく願います。

伊藤支所長 共催団体として閉会のご挨拶を申し上げます。

今日は大変お忙しい中、このように多くの方にお集まりいただきまして、また、最後まで熱心にお話をお聞きいただきありがとうございます。そして、東山先生、仁平先生には、それぞれ貴重なお話をいただき、心からお礼申し上げます。

初めにご講演いただいた東山先生は、冒頭ご紹介がありました通り、国際貿易交渉問題については道内における第一人者であり、様々なマスメディア対応等ご活躍されております。本日も色々な情報をいただきありがとうございます。私どもJAGグループでは、これまで各関

係機関と連携し、WTOそしてTPPについても、様々な反対・阻止運動もやってきました。そのようななか、最近の情勢に至っているわけですが、一方で今のTPP11そして日EU・EPAについては「空知の基幹である米には大きな影響がないのではないかと」と、若干関心が薄れてきているような感じがあります。ただ、今日お話がありました通り、今後TPP11も進めば「アメリカが戻ってくるのではないかと」、あるいは「戻ってこなくても日米FTAがあるのではないかと」と、どっちに転んでも非常に厳しい状況になるぞ」ということであります。われわれとしても的確に情報を捉まえて、生産現場に影響がないよう今後もしっかり運動に取り組んでいく必要があると痛感しました。

また、お二人目として仁平先生にお話しいただきました。ホクレン農業総合研究所におられますが、元は北農研センターの水田作研究領域長として、北海道の水田振興のための試験研究に大変なご尽力をいただいた方であります。私も本所で米の担当していた際にご指導いただきお世話になった経過もございます。米の話をさせていただきますが、「北海道稲作の父」といわれております中山久蔵氏が、今の北広島で北海道の寒地稲作の試験栽培に成功してから一五〇年近く経つわけであります。こ

れまで非常に厳しい状況の中で、生産者のご努力、関係者・関係機関のご尽力の中で「なんとか北海道を『日本一の米どころ』としてしっかりと位置づけていこう」と取り組んできたわけですが、今や目指してきたものかなり近づきつつあり、北海道米の評価も高まってきている実感もあります。

しかしながら、先ほど仁平先生からもありました通り、北海道の米の作付面積は減少状況でありまして、ここ四年ほどで水張り面積が、飼料用米を入れても六、〇〇〇ha減ってきております。空知の水張り面積は全道の四四％であります。実はその減り具合を見ますと、約七割が空知で減ってしまっているというのが実態であります。

先人の皆様方が非常に苦勞され作り上げてきたこの水田という生産基盤は、今後もしっかり水張りをして守っていくということが大事であります。近年、麦・大豆あるいは蕎麦、それから菜種等も増えてきていますが、連作障害等の問題も見受けられることから、米を主体とする空知としては水張りをしっかりと確保していく必要があると感じています。

この状況下、昨年の暮れには、空知管内の農協組合長会議で、水張り確保、それから転作を含めた所得確保に向けてプロジェクトを立ち上げさせていただきました。まずは水張りを

しっかりと確保していくために、先ほど直播の話もありましたが、疎植栽培、ICT活用など、様々な省力化栽培を生産現場で導入していくこと、あるいは経営方式を改善していくこと、そのためにJAグループとしてしっかりと生産現場をサポートしていくこと、そういった色々な形での取り組みを実践していくことが非常に大事であると考えております。関係機関、あるいは団体の皆様方のご理解・ご協力をいただきながら、より良い方向に持っていきたいと考えております。本日お二人の先生から非常に示唆に富んだお話をいただきましたので、その点も参考とさせていただきますながら、永続的な農業の位置づけというものもしっかり作りあげていきたいと考えています。

最後になりますが、米は七年連続で豊作という好結果にありますが、本年もよい年となり、皆様とともに「本当に今年もよかったな」という出来秋を迎えられますことを心からご祈念申し上げます。閉会にあたってのご挨拶とさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

「改正畜安法の詳細とこれからの指定団体ホクレンについて」

ホクレン農業協同組合連合会

酪農畜産事業本部酪農部長 村上 淳

平成三〇年四月、五〇年以上に亘って運用されてきた「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」が廃止され、その役目は「畜産経営の安定に関する法律（畜安法）」の改正によって、新たな法律での運用へと引き継がれました。加工原料乳生産者補給金の制度が大きな転換期を迎えた訳ですが、今回は、過去の同制度の変遷について改めて振り返るとともに、新たに施行された法律による新たな補給金制度の解説と、これからの指定団体ホクレンとしての取り組みについて説明したいと思います。

加工原料乳生産者補給金制度の変遷について

昭和三〇年代、北海道での生乳

取引の現場では農家の力は非常に弱く、乳価紛争と言われる争いがたびたび発生していた状況にありました。酪農家はそれぞれ、又は小規模な生産者団体で乳業と交渉しており、弱い立場にあった酪農家は、乳業者と決して対等な立場で取引しているとは言えず、常に不安定な取引を強いられました。

そこで、国は、昭和四一年に「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法」を制定し、生乳取扱量が地域の二分の一以上の生産者団体に対し、「指定生乳生産者団体（以下、「指定団体」という）」として指定を行い、この指定団体を通じて生乳を出荷する生産者に補給金を交付する仕組みを構築しました。この結果、指定団体のもとに多くの生乳が集まることで、乳業との乳価交渉力を高めていくことができたのです。

当時は、各都道府県に1つの指定団体

が指定されスタートしましたが、それを指導するために中央酪農会議が発足しました。この中央酪農会議を中心に生産計画が策定され、需給の変動に応じた制度運営がなされてきたところですが、日本社会は少子高齢化や景気動向の浮沈などにより、需要構造は変化する一方、供給側も、生産現場では資材価格の高止まりや後継者不足などにより受託戸数は減少し続けてきました。そうした中で平成一八年には飲用需要の大幅な減少により処理不可能乳が発生し、社会的に大きな反響を呼んだところであります。ここ数年、生乳は需給が逼迫しており、想像がつかないと思いますが、当時は乳製品の過剰在庫や処理能力不足が顕在化し、酪農場はその対応に苦慮しました。今、国際化の進展はWTOからTPP、EPAと矢継ぎ早に合意に至り、将来的には輸入乳製品との競合も想定しながら国産生乳

の需要を確保していく必要があります。

また、平成一三年には、保証基準価格と基準取引価格で算定されていた補給金算定方法の廃止や、単価決定の方法が変動率方式へ転換され、加工原料向の価格自体は民・民の価格交渉に基づくものへと変更されたのは、この制度の大きな節目となりました。また、生乳流通の広域化により県域を越えた取引が増加したことを背景とした、複数の都道府県を広く対象とする広域指定団体への移行などの法改正が行われ、全国で一〇の団体が指定団体として指定されました。こうした流れは時代の変化に指定団体制度も変革を求められたものであり、これまでも柔軟に制度運営が図られてきたと考えております。

平成二五年一月、前年に政権交代をしていた自民党は、内閣総理大臣の諮問機関として「規制改革会議」を設置し

た。これは規制改革を総合的に調査審議する機関であり、農業分野においては、農業協同組合改革等について議論がなされてきました。

平成二八年三月、規制改革会議農業ワーキング・グループは「指定団体を通じた販売と他の販売ルートのイコールフットイングの確保」「加工原料乳生産者補給金等暫定措置法に基づく現行の指定生乳生産者団体制度を廃止する」とした提言を取りまとめました。

この提言に対しては、与党、自民党内からも反発は強く、同年四月に開催された自民党畜産・酪農対策小委員会において、生産者・乳業者からのヒアリング、また団体要請を踏まえ、「規制改革に関する指定生乳生産者団体制度についての申入れ（決議）」を採択し、農林水産戦略調査会・農林部会・畜産酪農対策小委員会連名による決議が採択されましたが、

このなかでは、「規制改革会議の不十分な検討状況の下で、制度を廃止する」といふ結論は受け入れられない」「今後も、指定団体の果たしている重要な役割である①乳業者との交渉②条件不利地域を含む集乳の引受や集送乳の効率化③価格の高い飲用乳と低い加工乳の調整 などの機能を引き続き堅持することが必要」などとされました。

これを受け、政府・与党との調整を踏まえ、五月一九日、規制改革会議において答申がなされ、当初の「現行の指定生乳生産者団体を廃止する」との提言から、「制度の是非や現行の補給金の交付対象の在り方を含めた抜本的改革について検討し、結論を得る」と修正され、秋までに検討し結論を得ることとされました。

平成二八年十一月十一日、規制改革推進会議・農業ワーキング・グループは、農協改革を含めた「牛乳・乳製品の生

産・流通等の改革に関する意見」を公表しました。これらを受け、平成二八年十一月二五日、自民党農林・食料戦略調査会、農林部会、農林水産業骨太方針策定プロジェクトチーム、農業基本政策検討プロジェクトチーム、畜産・酪農対策小委員会合同会議が開催され、「農業競争力強化プログラム」に反映する、農協改革および指定生乳生産者団体に係る

「自民党取りまとめ」を決定しました。この「農業競争力強化プログラム」を踏まえ、加工原料乳生産者補給金制度については、「畜産経営の安定に関する法律」を改定し、そのなかで、新たに恒久法として位置づけられる方針が決定されたのです。

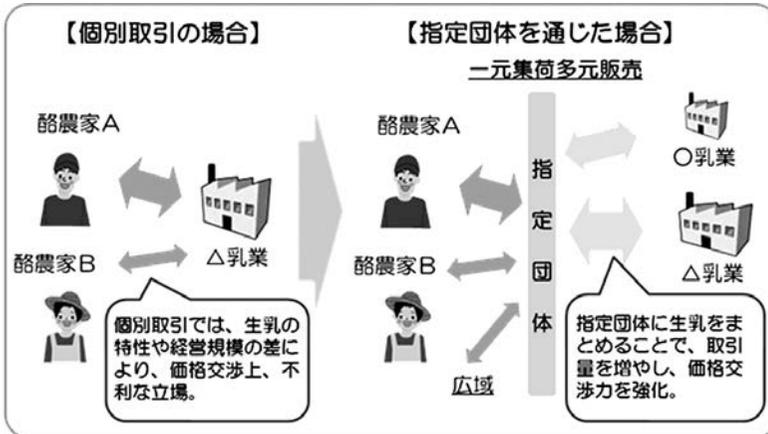
平成二九年二月二二日、自民党は農林合同会議で、新たな加工原料乳生産者補給金制度の法案条文を了承しました。今までの加工原料乳生産者補給金等暫定措

置法を廃止し、補給金制度を「畜産経営の安定に関する法律（畜安法）」に恒久的制度として位置づけ直すことが決定したのです。

改正畜安法の概要

そもそもこの加工原料乳生産者補給金制度というものは、生乳生産者団体を通して販売する、相対的に乳価の低い加工原料向生乳に対して生産者補給金を交付することで、酪農経営の安定を図ることが一つの目的でしたが、結果として、農家の結集により取引乳業との大きな交渉力として働いてきました。また、この制度下で行われてきた指定団体による一元集荷・多元販売の仕組みとプール乳価が、現在の安定した乳価に繋がってきたとも言えるのです。

余談になりますが、生乳の販売につい



ては、今までもずっと酪農家の自由な選択が認められてきました。農協を通して指定団体に販売を委託しなければならぬというルールは無く、昔から継続的に

指定団体を通さずに生乳を販売している酪農家は、例えばサツラク農協の組合員をはじめとして今でも多数います。しかし、前述のように、弱い立場にある酪農家のために作られた加工原料乳生産者補給金の制度、特に一元集荷・多元販売の仕組みそのものが、長い制度運用の間にそういった誤解を生む原因となってきたものと思われまます。

さて、四月から施行されたこの新たな畜安法下における加工原料乳生産者補給金制度上の大きな変更点は、交付されていた補給金が、「加工原料乳生産者補給金」と、「集送乳調整金」という考え方でそれぞれ二つに分けられ、交付されることになったことです。

新しい制度の下では、補給金の交付対象が今まで指定団体へ出荷する生乳に対するものであったものが、指定団体以外の販売ルートで販売する生乳であっても、

その事業者が加工用途向けの販売など一定の要件を満たせばその事業者へ販売する生産者も補給金の交付対象となります。つまり、補給金を受ける生産者にとって、指定団体以外に出荷をしても補給金の交付を受けられる、という選択肢が増えた、という事が言えると思います。

また、新たに設定された集送乳調整金については、地域内の生乳をあまねく集荷する等の条件を満たすことができる事業者が、国もしくは都道府県より「指定事業者（指定団体）」としての指定を受けることができ、交付される集送乳調整金はその事業者を通じて補給金とは別に生産者へ支払われます。

ホクレンは、引き続き新たな制度下でもこの「指定団体」の指定を受けた上で、これからも生産者の皆様に対し、今までと変わらず補給金並びに集送乳調整金の交付事務を行うこととなります。

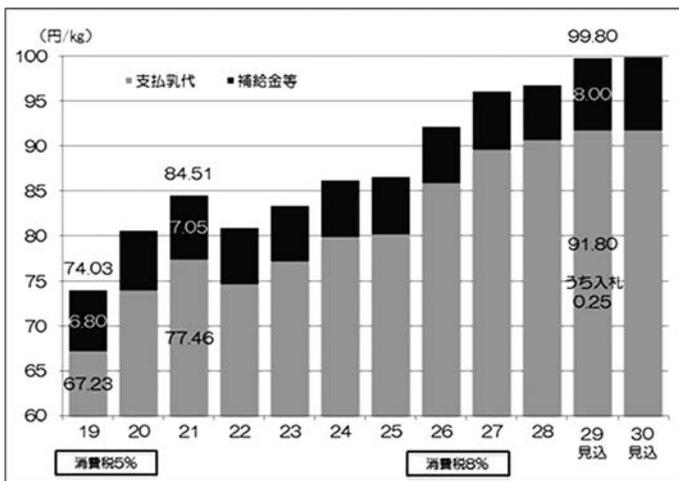
ホクレンが指定団体として 果たしてきた役割

ご存じのとおりですが、生乳は毎日生産される一方、腐敗しやすく貯蔵性が無いという特性があり、季節や天候などにより変動する需要に応じて、乳業メーカー等に対して安定的に供給していく必要があります。ホクレンは、これまで五〇年以上に亘って生乳受託販売を行ってきましたが、これは、生産者の皆様に指定団体に結束いただくことによって様々な機能を果たすことができたからだと考えております。以下にホクレンが持つ指定団体の機能を紹介いたします。

1. プール乳価の確保

ホクレンの乳価については、生産基盤の維持・拡大を旨に乳業者の理解を得ながら取引乳価の引き上げを果たしてきて

おり、平成一九年に六七・二三円だった乳価は平成二九年には九一・八〇円（見込）となっております。また、補給金と集送乳調整金を加えると、平成三〇年度は一〇〇円を超える見込みとなっております



ます。

2. 戦略的な用途別販売

ホクレンでは、これまで有利販売を旨とし、道外移出生乳の拡大に向けたほくれん丸就航や、自由化を見据えた液状乳製品市場の開拓、需給緩和時にはチーズ工場の誘致、脱脂粉乳・バター等向処理能力の増強、しし牛乳の輸出促進など、様々な課題に対して中長期的視点に立ち、戦略的な用途別販売を国や乳業者とも連携しながら取り組んできました。

3. 需給調整機能

日々、季節的・気候的な需給の変動に対応するために輸送能力を確保し、価値の低下を防ぎながら有利販売に努めてきました。また、多くの乳業者と取引するなかで、バランスのとれた用途別販売をすることにより需給変動への柔軟な対応

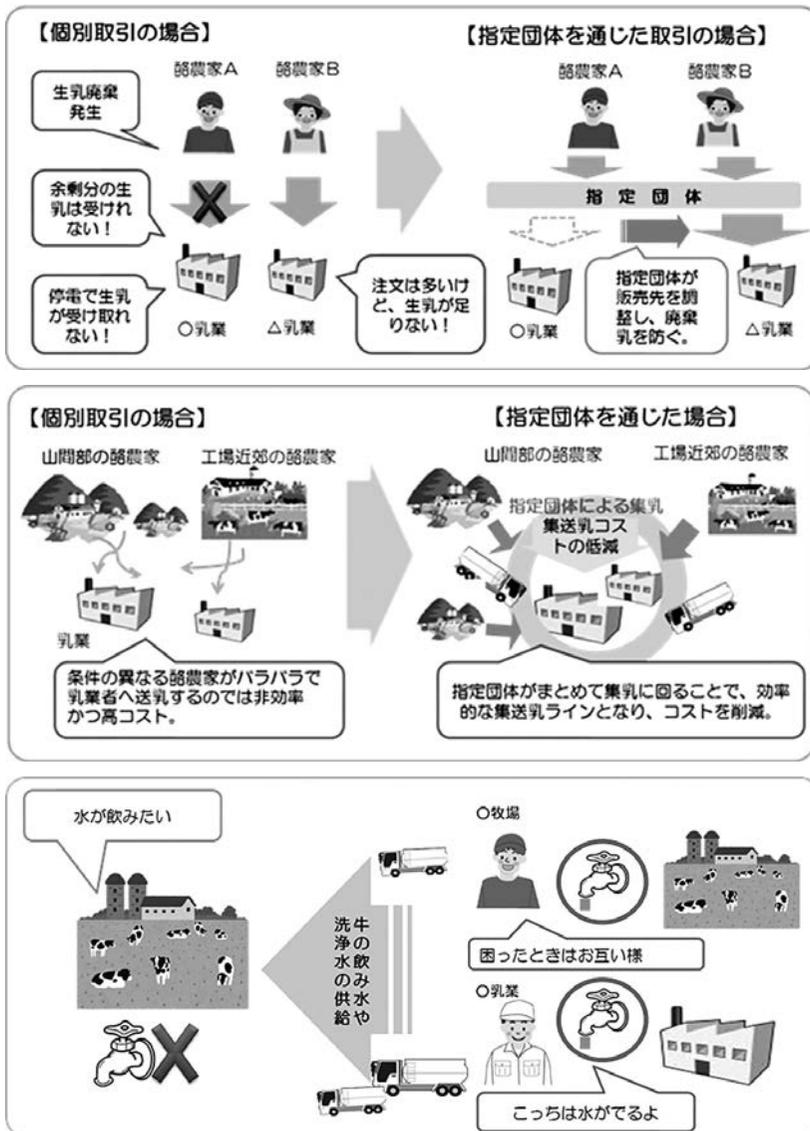
を図っております。

4. 集送乳合理化

これまで、一元集荷を行うことにより全体的な集送乳コストの低減を図り、生産者の所得向上に貢献してきました。現在も輸送用タンクの大形化やローリーの稼働率向上による費用の削減に取り組んでおります。

5. 災害や事故などへの迅速な対応

平成二三年の東日本大震災や平成二八年の熊本地震への輸送協力、夏場の台風被害による営農用水の輸送対応など、各地の指定団体が中心となって輸送機能、連携機能を発揮しております。



6. 取引先の安定性・債権保全

ホクレンでは現在、大手・中堅・小規模乳業約一四〇社と安定的な生乳取引を行っており、販売した生乳の代金を確実に生産者の皆様へ支払うため、取引先に対しては必要に応じて適切な債権保全措置を講じながら、代金の回収に努めており、販売した翌月には遅延なく販売代金の支払いを行っております。

7. 取り扱い生乳の安全・安心確保と高品質化による北海道ブランドの構築

飲用向販売量の拡大や生乳販売上のリスクをなくすため、各JAと協力し安全・安心な生乳の供給に向けた様々な取り組みを通じて、現在では世界に誇る品質を確保しており、乳業者、ユーザー向けに北海道ブランドの認知度や、道産乳製品

の価値を高める取り組みを行っております。

8. 組織の総合力を発揮した

酪農生産振興策

これまでも北海道酪農の生産基盤の維持・拡大につながる生産振興策を実施し、様々な団体や部門と連携しながら酪農経営の支援を行ってきましたが、今後もホクレンの組織力を生かし、北海道酪農の着実な生産振興に取り組んでまいります。

これからのホクレンの 取組みについて

指定団体の正式名称は、「指定生乳生産者団体」でありますとおり、生産者の皆様に集結していただき、そのうえで安定的な出荷を継続的に行っていただくことよって、はじめて我々はその機能を

適切に発揮することができると考えております。

ホクレンは、これからも指定団体として引き続き組合員である生産者の皆様に選ばれるための努力を行ってまいります。これからも生産者の皆様のご理解、ご協力を頂くことが前提であり、北海道酪農が発展するためには不可欠だと考えています。

今後も我々ホクレンは指定団体としての役割をしっかりと果たし、生産者の皆様から預かった安全・安心でおいしい生乳から作られる北海道産の牛乳・乳製品の安定供給にこれからも努めていきたいと思っております。

蝦名理恵（えびな りえ）さん



- ・栗山町出身
- ・旭川の自宅を拠点として夫は北見市、自身は札幌市に愛犬のトイプードルと共に単身赴任。大学生の息子と3人家族で4かまど。
- ・北海道食糧事務所栗山支所採用。その後札幌、北見、滝川、旭川勤務を経て現在の北海道農政事務所事業支援課勤務に至る。
- ・2012年～2013年 旭川市民農業大学受講。
- ・北海道新聞「朝の食卓」コラム担当（上川版「北極星」から通算8年目）。
- ・好きなこと：農と食を中心とした地域巡りと魅力発信、生産者とシェフをつなぐイベント企画等。

地域で見つけた宝物

北海道農政事務所 生産経営産業部事業支援課

6次産業化担当専門官 蝦名理恵

こんにちは！北海道農政事務所
六次産業化を担当しております蝦名
と申します。ご縁があつて私にバト
ンがまわつて参りました。ご依頼い
ただいた時に「堅い感じの冊子なの
でやわらかく、今まで人気だったの
は子供のことなど・・・」という内
容でしたので、氣を楽に自由に書か
せていただくと思っております。

二〇代の頃から、近視で、三〇代
には目の病気を患いと、弱点の一つ
に目が悪いことがあります。そして
年齢と共に耳も遠くなり・・・で
すが、鼻、嗅覚には自信があるので
す！美味しいもの、面白そうなこと
にはなぜだか吸い寄せられます。そ
んな中で地域で見つけた宝物を紹介
していけたらと思っておりますのでよ
ろしく願ひします。



ときめき隊と一緒に「親子ふれあい教室」
山川八重子さん

◆ 相談される人になりたい！

あつという間に四〇代になったある日、生意気盛りだった私は当時の女性上司に「四〇代からの生き方で顔が変わる」などと偉そうにのたまったことを覚えています。五〇代になった今、振り返って穴があつたらはいりたい（笑）と反省しています。

食育の担当だった私は、ひたすら「現場のニーズを探りたい」「この人に相談したら面白いと思ってもらいたい」と考えていました。

◆ 女性農業者グループ

ときめき隊 山川八重子さん

その頃出会ったのが山川八重子さんでした。この方との出会いは自分の中でも大きな意味のあるものでした。

突然行った私に山川さんが語ってくれ

た農業や食べ物の大切さの話の数々。そしてその思いを伝えたいと活動していること。それを聞いているうちに、「私も何かやらなければ」という思いにかられ、当時、出始めたばかりの頃だったと思いますが「野菜ソムリエ（ジュニア）」の資格を取得しました。当時も今もこの肩書きで何か活動しようと思っている訳ではありませんが、自分にほんの少し「仕事以外の付加価値」がつけられるのかなと思っています。そしてこの後も農家の女性グループとは、「地元の食材を使って親子での長い巻き寿司作り」「浜の母さんと山の母さん」「ラボで魚教室」などいろいろなイベントを開催しました。たまにお会いすると、その都度いつも、自らのおかれた場所で次の挑戦を考えている姿勢は学ぶことだらけ。今でもふと笑顔が思い浮かびます。



初めてお会いした時に中澤ワインヤードで
中澤由紀子さん

◆ 農業としてのワイン作りの 魅力にどっぷり！

さかのぼること今から数年前、ワイン好きの友人がやっと手に入れたと自慢していたワイン「クリサワブラン」、栗沢と言えば実家のある栗山町のすべ側……。実家近くでそんなに貴重なワインが作られているなんて！と気になって「クリサワブラン」の農園、「中澤ワインヤード」のことを調べてみました。まずは、栗山町役場に勤める友人に聞いてみるも、「クリサワブラン」のことは詳しく知っておらず、手に入れている人も近くにはいないとの話。簡単に手に入らないとなると益々欲しくなるのが人間の性（さが）というもの！地図を調べると、もう随分前に遊びに行ったことのある同級生の家の近くにそのぶどう畑があることがわかりました。そんな身近なと

ころに人気のワイナリーがあったなんて！と驚くやら嬉しいやらで行きたい気持ち益々つのりました。

そして、ある日実家に向かう途中にぶらっと中澤ワインヤードに立ち寄りしました。HPで他のワイナリーのワインを販売していることも知り、とにかく寄ってみたくなったのです。突然訪れた私ですが、運よく来客を待っていた奥様の由紀子さんと出会うことが出来ました。「ぶどう畑を見てくださいか？」と声をかけていただき、お話を聞いたその日からすっかり「中澤ワインヤード」の虜となり、ますます幻の「クリサワブラン」を飲んでみたい気持ちが強まりました。

それから、メールや訪問を繰り返して、毎年秋には収穫のお手伝いに参加させていただき、念願だった「クリサワブラン」も飲むことができました。「ぶどうを育てワインとなる」言葉にすれば簡単

ですがそこには美味しいものを作るためには妥協することのない、ぶどう作り、ワイン作りがありました。自分が収穫したぶどうの一部が翌年の「クリサワブラン」となる、言葉では表現できないワクワク感があります。クリサワブランではなく農業としてのぶどう、そしてワイン作りの魅力にすっかりやられ、いろいろなワイナリーを訪問してお話を聞くのが大好きです。

ぶどう収穫のお手伝いに行って三年、一年目は無事に終わったのですが、二年目は手元のぶどうが見えにくくなっていくことに気づき、二年目は膝ががたがた・・・。たった一日しか関わっていませんが、農業の大変さも身にしてみています。だからこそ、出来上がったワインを手にする時、それを飲む瞬間は至福のひとつとき。このことを語りだすとこれだけで終わってしまいそうなのでこの辺で

終わりにします(笑)。

◆ FMりべる

「上川で元気なおいしき」

見つけ隊

旭川に勤務していた頃、旭川開発建設部の方のつながりで何度か地域のFMラジオ番組に出演させていただきました。面白おかしい話はできませんが、司会など、形どおりに読んだり声に出したりす

るのは幼稚園の頃から大得意(笑)。ラジオで話したりするのは好きだなー、もっとやりたいなーなどと声に出していたら、気づいたらパーソナリティをやらなにかと言ってお話をいただきました。

番組は「上川で元気なおいしき見つけ隊」、毎回ゲストを招いての三〇分番組で、二〇〇八年の三月から私が異動する二〇一六年四月まで放送は八年間、来ていただいたゲストはしっかりと数えたことはありませんが軽く一〇〇人を超えました。

この時のゲストの方たちとの出会いは今でも自分の中で大切な財産になっています。そして無料で公共の電波を使わせていただいたFMりべる様、前例のない中で温かい目で見守ってくれた当時の周りの方たちにも謙虚に感謝。そしていつか機会



旭川「FMりべる」

があればまたやりたいという野望もないわけではありません（笑）。

◆ブレナイ社 野呂貴弘社長

そして最後はこの方、食に特化したセールスプロモーションを行っている株式会社ブレナイの野呂社長です。「ブレナイ」と誰かに紹介したら必ず「は？」と聞き返されるその社名。文字通り企業理念等から「ぶれない」よつじと想いをこめての社名だそう。既存の一方通行の

広告ではなく、商品を実際に食べて飲んで購入につながる様々な企画、料理教室を行っています。これがユニークで面白い。彼とは仕事で知り合った訳ですが、いつしか休日に料理教室のお手伝いを頼まれたり、参加者で出席したりとそういった時間も自分にとってリフレッシュできるひとときです。

株式会社ブレナイ 野呂貴弘社長



年に八〇本開催するという料理教室も最近ではターゲットを絞って開催、「サッカーをやっている中学生をもつ保護者のための料理教室」などはいたく感じました。スポーツをやっている子をもつ保護者はある意味、子供の身体づくりに真剣です。不特定多数に商品売り込むよりは効率的というもの、新しい発想や消費者の声、流行などを「ブレナイ社」の企画から学ぶことが

できます。

「仕事で肩こりがひどくて手足が冷えている女性向けの料理教室」もお願い！と言っているのですが聞き流されています。

◆すべては現場から

類は友を呼ぶ！幸せなことに、周りには料理人や料理研究家、美味しいものにつながった友人がたくさんいます。休日は直売所に向かったり、直接生産者の農園に行き話しを聞くことも多く、公私共に現場の声を聞く機会がたくさんあります。

北海道にはたくさん「ここにしかないもの」、気づいていない魅力やたくさん可能性があるはず。農業と食、観光をつなぎあわせワクワク、ドキドキ、楽しくなるような地域の魅力を発信するお手伝いをしたいと思っています。

□北海道地域農業研究所学術叢書⑱

(平成二九年度出版助成事業)

吉田成雄・小川理恵・柳京熙 共著

『宮農経済事業イノベーション戦略論』

筑波書房発行・定価(本体二、八〇〇円十税)

農業協同組合の目的は、単純に経済的利益を最大化すればよいというものではない。もちろん経済的利益の確保は経済主体にとって不可欠ではあるが、農業協同組合の場合には、経済目的のみならず、いかなる事業の組み立てによって利益を上げていくのかそのプロセスが問題となる。経済的利潤の最大化のみを目指すの利いたマーケティング理論を適用すればよいというものでもない。

本書では「組合員の総体的利益の最大化」と呼んでいるように、農協は組合員の経済厚生を最大化させるとともに、地域の暮らしを支えるものであってほしいし、協同組合としての固有の使命を果たさなければならぬ。固有の使命は一言で語れるほど単純なものではないだろう。これに近づくために、絶えず、考え、探求し、行動しなければならぬ。常に改革は必要なのだ。本書は農協が地域のため、あるいは、組合員から慕われるために、どのような事業を構築し、どのような組織であるべきなのか、マーケティングや市場対応をキーワードに追求したものである。

この解答を見いだすために、二つのJAの経済事業再構築の過程を明らかにしている。一つ目の事例は、JA甘楽富岡である。かつて経済事業の屋台骨であった養蚕とコンニャクの衰退で経営が追い込まれた。しかし、その後、一〇八品目にも及ぶ少量多品目・周年出荷型の総合的な野菜産地の形成に成功した。この事例は、農業経営者の育て方、地域資源の発掘方法、フレッシュブルで小回りのきく農産物の販売方法など、実践面で多くのことを教えてくれる。

二つ目の事例は、JA富里市である。この事例は宮農指導事業の重要性を教えてくれる。自己流に経済学的に宮農指導事業を解釈すれば、農家に替わって農協自らが農家に投資することだと思つう。一般企業には見られない、もっとも基本的な農協固有の事業ではないのか。企業であればコンサル料といった形で指導事業に対して高額の対価を要求するであらう。当然、指導成果が地域や他の農家にスピルオーバーするような指導は自ずと抑制される。しかし、農協は逆に地域へのスピルオーバーを狙っているのである。農業生産が工業生産と異なり地域性を有するからこそ自らが投資し、地域に根ざした基幹作目を開拓し、農家に普及させる必要がある。農協にとつて必要なのは、これを担う職員の育成と農家への投資かもしれない。そして、投資の成果が地域に浸透するまでかなりの忍耐を要する。そんなことを考えさせてくれた。

北海道大学 大学院農学研究院 教授 近藤 巧

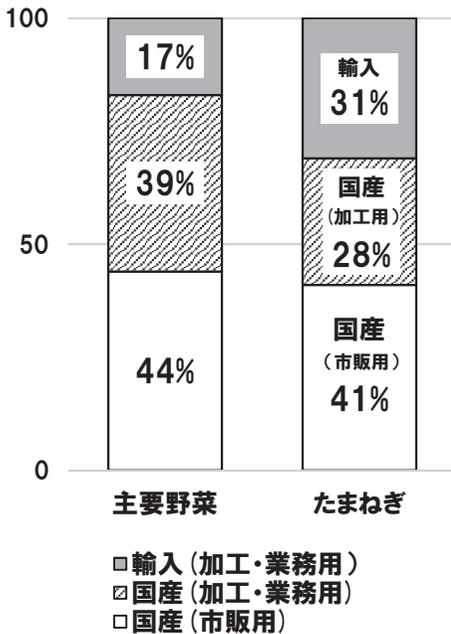
輸入抑制のための道産たまねぎ加工対策の意義と役割

「地域と農業一〇八号」に掲載した「農畜産物食料市場のニューウェーブ―青果物市場再編と小売り・外食企業の農業参入―」の講演の中で、道産たまねぎの加工共計に関する説明には誤解を招く表現があるとの指摘が読者より寄せられました。改めて、過去の調査報告書をもとに、道産たまねぎの先駆的な加工対策の取り組みを紹介して講演内容を補足いたします。

一・増加する加工・業務用野菜

スーパーなど小売店で販売される生鮮野菜の消費量（以下、市販用）は平成二二年で野菜全体の消費量の四四％程度に減少する一方、加工業者向け（加工用）や中食・外食向け（業務用）に供される加工・業務用野菜の需要は五六％へと増加しました。

増加する加工・業務用野菜の消費量に占める国産の割合は、平成二年度の九割程度から、平成二二年度には七割程度にまで低下しました。価格の安い輸入野菜が増加したためです。輸入野菜は、残留農薬ポジティブリスト制度の施行や中国製冷凍ギョーザ事件の発生等により、一時、減少しましたが、平成二一年以降、増加傾向にあります。そして、輸入野菜の九割以上が加工・業務用に仕向けられているといわれています。



主要野菜とたまねぎの需要割合

注）農林水産政策研究所調べによる

たまねぎも同様であり、平成二二年の国産の市販用は全体の四一％、加工・業務用が二八％です。一方、輸入品は全体の三一％を占め、その大半が加工・業務用という状況です。（割合は、いずれも農林水産政策研究所調べ）

二．先駆的な道産たまねぎの加工・業務用対応

加工・業務用野菜の価格は、市販用に比べて安価な場合が多いのですが、その対応策の一つに共販体制と共計という仕組みがあります。北海道ではたまねぎについて、平成元年から全道共販体制の下で加工・業務用販売を開始し、平成

四年には加工共計が設けられ、以降、たまねぎの全道共販は一般品（市販用）と加工品の二本建となりました。加工共計は比較的精算単価が高い事前契約と一般契約に区分され、一般契約は、さらに市販用の正品同等品と規格外品に区分されて精算されます。もちろん、加工共計への参加は強制ではなく、産地（農協）の選択です。

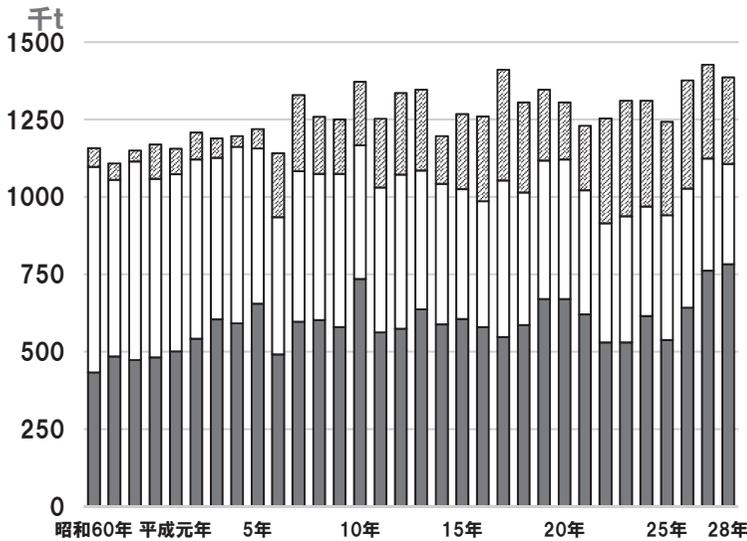
もし、加工対策を講じていなければ輸入たまねぎが増加して作付面積は二割減少したとの試算があります。加えて、減少する市販用需要をめぐり産地間競争が激化して価格低下を招いてまいたでしょう。北海道では農協が結集し、たまねぎの加工対策に先駆的に取組み、需要の確保と作付面積の維持・拡大を図ってきたのです。

加工・業務用野菜の契約価格と家計消費用の市場価格との比較

(円/kg、%)

品目	たまねぎ	にんじん	キャベツ
加工・業務用①	93	86	76
家計消費②	102	135	86
①÷②	91%	64%	88%

注）農畜産業振興機構「平成25年度加工・業務用野菜仕入価格等調査」



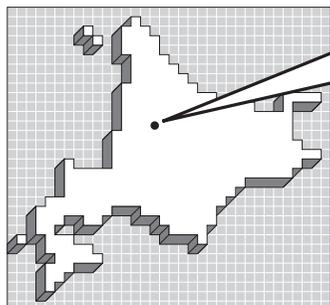
■道産たまねぎ □都府県産たまねぎ ▨輸入たまねぎ

たまねぎ供給量の推移（北海道、都府県、輸入の別）

注）農水省「野菜生産出荷統計」、財務省「貿易統計」より作成

加工・業務用の野菜消費量は今後も伸びると予想されます。北海道を挙げて野菜の加工・業務用対応を強化するべきです。そのため、加工適性品種の選定・開発と栽培方法の確立のほか、たまねぎの共販・加工共計の先駆的な取組みを、他の品目にも拡充することを検討するべきでしょう。

連載 わがマチの自慢 No.17



鷹 栖 町

みんな笑顔で あったかす

鷹栖町は、上川管内のほぼ中心部に位置し、東西南を旭川市に、北部を和寒町に接した全体的に盆地状の地形で、町の中心部を北から南に石狩川の支流オラサツペ川が貫いている。

町の中心部から隣接する旭川市のJR旭川駅まで約12km、車で約25分という距離にあり、また道央圏・道北圏・道東圏に直結する高規格幹線道路の「旭川鷹栖IC」と「旭川北IC」に近接しており、道内の主な流通手段である陸路輸送の経田地として機能している。

道内有数の農業地帯

町の総面積は13、942haで、うち耕地面積は4、330haで約31%、林野面積が6、419haで約46%となっている。

耕地面積のうち田耕地面積が3、610haと約83%を占め、畑耕地面積は719haの約17%となっている。
(2015年農林業センサス及び2016年面積調査による)

鷹栖町は品質、収穫量ともに道内でも屈指の米産地である。水稻の作付面積は2016年度2、320haで、2015年度の市町村別農業産出額

表1 経営規模別農家戸数の推計値（戸）

※面積は水張面積

年度	～1ha	1～5ha	5～10ha	10～20ha	20～30ha	30～50ha	50～100ha	100ha～	合計	1戸当たり平均面積
26	53	121	50	86	37	3	4	1	355	
28	54	91	49	75	39	7	4	1	320	10.5ha
33	28	51	30	60	44	15	5	1	234	14.3ha
38	33	29	19	39	41	24	5	2	192	17.5ha

（推計は経営所得安定対策加入者を基に、75歳で離農と設定し、新規就農2名／年を確保した場合）

表2 経営者の年齢等

	農家戸数（戸）	平均年齢（歳）	後継者がいる戸数（戸）	後継者ありの割合（％）
平成28年度	320	63	37	11.6
うち60歳台以上	209		26	12.4

（経営所得安定対策加入者を基に算定）

（推計）によると、農業産出額三六〇億円に対し米の産出額が二六五億円、約七四％を占めている。また特産品のトマトジュース「オオカミの

桃」の原料トマト生産や「夏秋きゅうり」の栽培も盛んな道内有数の農業地帯であり、野菜の産出額合計は六億八千万円となっている。

主目である米の二〇一六年度の作付面積二、三二〇haは全道で十一位、収穫量一三、六〇〇tは全道一〇位となっており、品種別作付面積は、「ななつぼし」が九三〇・六ha、「ゆめぴりか」が五八三・八ha、「きらら397」が六二六・四haとなっている。野菜の中で中心と

なっているのは「夏秋きゅうり」で、二〇一六年の収穫量は一、五二〇t（農水省平成二八年産作況調査）である。町の人口は平成三〇年一月二五日現在、六、九九八八（広報たかす平成三〇年二月号）である。二〇一五年農林業センサスによると、主に仕事として農業に従事している基幹的農業従業者数は五四九人（男三一人、女三三八人）で、うち六五歳未満の男性が約五六％の三〇二人、女性は五三％の二七人となっている。鷹栖町においても農業者の高齢化や担い手の減少が進行しており、農業後継者の確保や新規就農希望者の就農支援が大き

な課題となっている。

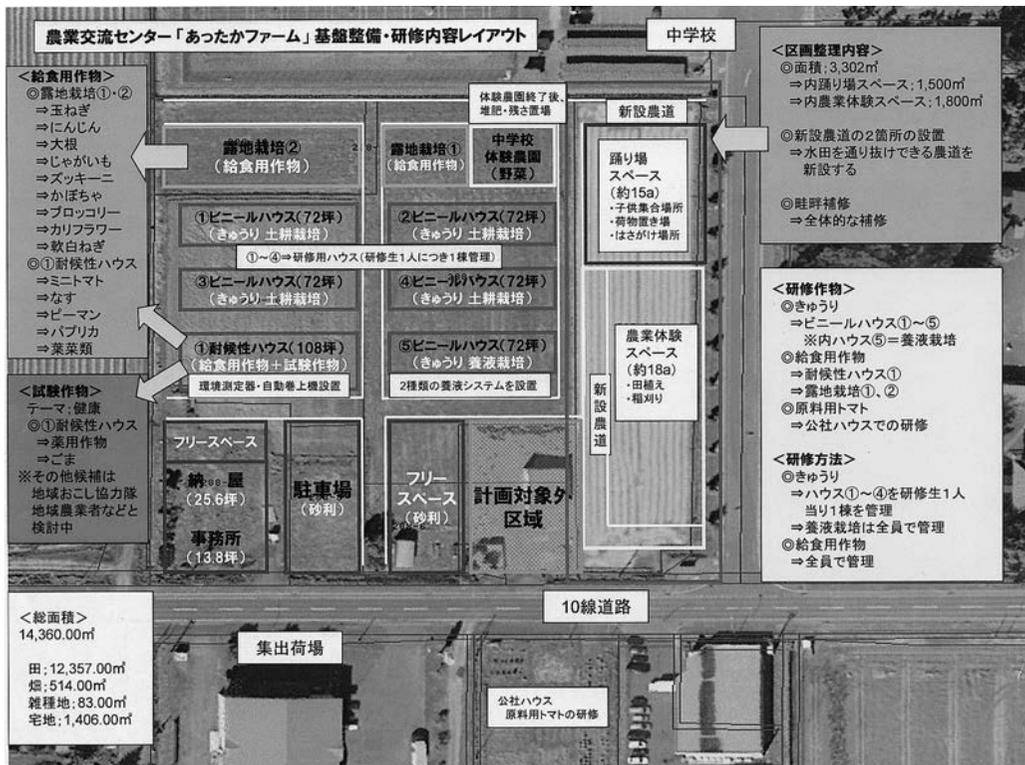
農業を始めやすい環境づくり

鷹栖町では、新規就農希望者の受け入れを、土地利用型の水稻・転作作物（麦・大豆など）栽培とキュウリ・トマトの施設園芸作物栽培に分けている。土地利用型希望の新規就農者研修は、「受入農家協議会」で選定した「受入農家」で土地利用型農業の研修を二年間行い、その間、「あったかファーム」での座学研修も行い、就農者の認定を受けることになる。

四月開設の「あったかファーム」多機能の農業交流センター

今年度開設する地域の担い手・新規就農者の研修の場としての鷹栖町農業交流センター「あったかファーム」では施設園芸型を希望する新規就農者の研修を中心に行う。しかし「あったかファーム」は新規就農者の研修支援施設としてだけでなく、多機能を持つ農業交流センターとして計画されており、その基盤整備の概略は次のとおり。

- ① 研修用ビニールハウス キュウリ土耕栽培 七二坪×四棟 研修生一人につき一棟
 - ② 調査研究用ビニールハウス キュウリ養液栽培 七二坪×一棟 研修生全員で管理（新技術の導入試験として二種類の養液システムを設置）
 - ③ 耐候性ハウス 給食用作物・試験作物一〇八坪×一棟（ICT農業の導入試験として環境制御器・自動巻上機設置）
 - ④ 給食用野菜の露地栽培用畑と町内中学校体験農園として畑が五一四㎡
 - ⑤ 町内小中高校の体験受入れ用水田が一、八〇〇㎡
 - ⑥ 他に納屋、事務所、駐車場等を予定
- 「あったかファーム」の持



つ機能・役割の第一は、もちろん新規就農希望者の研修受け入れ機能である。

現在、鷹栖町では四名の新規就農研修生の受け入れが確定しており、研修生一人がそれぞれ七二坪のビニールハウス一棟を管理してキュウリの土耕栽培を学ぶこととなっている。

研修作物としては各自のハウス一棟でのキュウリ土耕栽培の他に、ハウス一棟を全員で管理するキュウリ養液栽培、本センターの農育・食育機能として提供する年に二〜三回の地産地消をテーマとした「保育園・学校給食」向け野菜の露地栽培と耐候性ハウスでの野菜栽培管理、そして特

産トマトジュースの原料用トマト栽培管理研修を町農業振興公社ハウスで実施する予定である。

また一月から三月の間、座学研修として農業知識・経営・経理等について学ぶ予定である。

第二の機能は、地域の担い手育成機能である。

地域の既存農業者と新規農業者全員を対象とした、年四回（六月、一二月、一月、二月を予定）の相談会を開催する。

① 地域の農業者が農業経営の検証や規模拡大・経理対策・法人経営・第三者継承等について農業経営上級アドバイザー・税理士法人な

どからアドバイザーを受ける。

② 専門指導員による複合経営への取組み、新規作物の取組みなど新たな経営に関する栽培技術の指導を受ける。

第三の機能は新規販売作物・特産品向けの試験作物の調査研究機能である。

テーマを「健康」にすえて、耐候性ハウスでの薬用作物やゴマなどの栽培が検討されており、作物の選定等については、地域おこし協力隊や町内加工団体などと検討していくという。

第四の機能は、農育・食育機能である。
① 町内外の生徒・学生を対象とした農業体験事業で、

本年度は鷹栖中学校の野菜栽培体験を予定。一九年には町内二小学校の水稲栽培を検討中である。

② 食育関連事業として、年二〜三回実施予定の地産地消をテーマとした保育園・学校給食の日の野菜提供である。

提供する野菜は、保育園・学校給食の管理栄養士と相談しながら、露地栽培・ハウス栽培していく予定である。

第五の機能は、ICT農業の試験導入機能である。
① 本年度はハウス内環境制御器・ハウス自動巻上機・キュウリの養液栽培新システムの導入を予定している。
② 効果検証には、旭川高専

と農家で構成されている
「見える化研究グループ」
と連携して実施する予定で
ある。

第六の機能は土づくり機能
である。

土づくりの研修の一環とし
て、町の土壌・食味分析セン
ターの分析業務の手伝いを行
う。

以上のように、施設園芸分
野への新規就農希望者の実技
研修の一年目は鷹栖町農業交
流センター「あつたかファーム」で、キュウリ・原料用ト
マトの施設園芸の栽培技術研
修と露地野菜の栽培技術研修
を計画している。

研修の二年目は、「受入農
家協議会」で「受入農家」を

選定して、そこでキュウリ・

原料用トマト栽培などの施設
園芸技術を中心とした研修を
行い、二年間で農業者となる
ための必要な技術・知識等を
習得し就農者の認定を受ける
ことになる。

町では施設園芸強化策とし
て、ハウスのリース事業や施
設園芸ハウスの団地化なども
検討している。

町ではまた「第三者経営継
承」による新規就農者の受入
れ事業も推進しており、現在、
水稻栽培分野で進行中の事業
もあるとのことだった。

「オオカミの桃」 とさんごプラザの非アル コール飲料で売上げ一位

鷹栖町の特産品として株式
会社鷹栖町農業振興公社が製
造販売しているトマトジュー
ス「オオカミの桃」が有名だ。
道産品のアンテナショップ
「とさんごプラザ」のジャン
ル別累計販売金額トップテン
(二〇一七年四月一日〜一八
年一月三十一日)の非アルコー
ル飲料部門で売上げ一位が
「オオカミの桃」無塩、二位
が「オオカミの桃」有塩だ。
「オオカミの桃」の誕生に
は、鷹栖町の「健康な街づく
り」政策(一九七七年)が関



わっている。町民の総合健康診査と食生活調査の結果、町民のビタミンA、ビタミンCの摂取量不足が判明した。冬期間の野菜不足になりがちな食習慣を見直す運動も始まり、当時、町内のどこの農家の庭先でも栽培していたトマトが食べきれずに余っているところに目をつけ、農産加工簡易施設（公民館を改造）に農家の主婦が完熟したトマトを持ち寄りジュースを作り自家消費したところ味もよく、周辺の評判もよかった。

転機となったのが当時の一村一品運動の広がりから開催された一九八三年の北海道第一回ニューフロンティアフェスティバル。これに出品する

ためにトマトジュースのネー

ミングを募集したところ、当時鷹栖町で栄養士をしていた手嶋哲子先生（現北海道文教大学健康栄養学科講師）の「オオカミの桃」と決まった。トマトの学名を日本語に直訳した「食べられるオオカミの桃」からの発案。ネーミングの面白さと完熟トマトと稚内で作られる「宗谷の塩」（塩分〇・二％）から作る味の良さ、防腐剤等の無添加製造であることなどにより、二位入賞して高い評価を得た。

その後、消費者からの問い合わせや流通業界からの要請などの反応から加工販売が可能と判断して商品化し、一九八六年から本格的に出荷を開

始して現在に至っている。

これらの取組みをバックアップするため、鷹栖町と鷹栖農協（現たいせつ農協）と北野農協（現あさひかわ農協）の出資により、一九八六年株式会社鷹栖町農業振興公社が設立された。

同社では現在、トマトジュース「オオカミの桃」と手作り味噌「鷹栖の味噌」を製造販売するとともに、町内の主要野菜の「夏秋キュウリ」の選果・梱包業務を旭川青果物出荷組合連合会から請け負っている。旭川青果連は旭川市・鷹栖町を含むあさひかわ農協・東旭川農協・たいせつ農協で青果物を出荷する連合会である。

二〇一六年度の同社の売り

上げ状況は、
オオカミの桃 二七六百万円
鷹栖の味噌 二百万円
選果料 二二百万円

原料トマトの出荷契約生産者は鷹栖町・旭川市で一〇五軒。「オオカミの桃」は出荷されたトマトを煮込んだだけのジュースで添加物等は一切加えないため、生産者には、樹上完熟させたトマトのみを使用するための出荷基準の徹底をお願いしているとのこと。そのためたいせつ農協とあさひかわ農協の生産者部会の連絡協議会を組織し、栽培講習会や出荷検討会を開催して統一した基準の徹底を図っている。

七月上旬から一〇月上旬の出荷時期には、振興公社が専用コンテナを生産農家に必要量貸出して、工場が稼働しない日曜日を除き毎日庭先集荷してジュースを生産している。

年により収穫量に増減が生じるため、ジュースの生産量は公開していないとのこと、原料トマトの品種も公開していないとのことであった。消費者や取扱業者さんには申し訳ないが、生産量より需要が大きく待っていた状況となつているとのことであった。



手作り味噌「鷹栖の味噌」

は、鷹栖町産の米と大豆を原料に麴を作つて仕込む、開拓時代の醸造法を受け継ぐ本格減塩味噌で、丸二年じっくり熟成させたもの。町外では「どさんこプラザ」や札幌丸井「キタキッチン」で入手可能だという。

現在の課題は、工場での働き手の確保だそう。ジュース製造もキュウリの選果も季節的な作業で、働ける期間が四〜五か月程度に限られているが、働く側からすると年間を通じて仕事をしたい。町内からの働き手の完全な確保が難しく、一部は派遣労働に頼っているという。

今後の課題としては、

ジュースの原料トマトの安定的な確保だそう。原料トマトは他の農作物に比べると価格が低くなるため、生産者を確保することが一番の課題とのことだった。

町民手づくりの杜 〜パレットヒルズ〜

鷹栖町の西に位置するパレットヒルズは、かつて蛇が多く生息していたという言い伝えから「蛇山」と呼ばれていたという。観光資源として整備するに当たり、町有地として六七・三haを取得し、名称を全国公募した結果、現在の「パレットヒルズ」と決まった。

パレットヒルズは自然を生かした複数のゾーンに分かれ、ここを舞台に様々なイベントが行われている。多くの町民が参加して二〇〇本のエゾヤマザクラを植樹した桜の杜ゾーンでは五月にはお花見や夜桜ライトアップが行われ、多目的ゾーンではみんなでさくらとバーベキューを楽しむさくらフェスタが開催される。また六月には「丘の上の音楽会 ハレバレパレット」が開催される。レクリエーションゾーンには三六ホールのパークゴルフ場が整備され一日三〇〇円で楽しめる。草花をながめるゾーンでは、親子料理教室や星空観測会が開催され、昨年五月には



研究会・研修会等への
報告者・講師の派遣
(平成30年1月～3月)

○「美瑛町青色申告会札幌研修
会」

主催 一般社団法人 北海道地
域農業研究所

とき 平成30年1月24日

テーマ 経営基盤強化の方策を考
えてみよう

講演 黒澤 不二男
(当研究所・顧問)

○「第1111回村じくじく・人つ

くり冬季報徳研修会」

主催 一般財団法人 北海道報
徳社

とき 平成30年2月1日

テーマ 報徳仕法の近代性・二宮
尊親と北海道開拓

講義 黒澤 不二男

(当研究所・顧問)

人事異動

△新任▽

研究参与 及川 敏之 (3月1日付)

△退職▽

研究参与 富澤 哲 (3月31日付)

△昇任▽

事務局長 片岡 省二 (4月1日付)

(前 研究部長)

研究部長 及川 敏之 (4月1日付)

(前 研究参与)

お知らせ

第28回（平成30年度）通常総会の開催

開催日時 平成30年5月31日（木） 午後1時より

開催場所 ホテルモントレ札幌 1階 ケンジントン
札幌市中央区北4条東1丁目

提出議題

議案第1号 平成29年度事業報告並びに計算書類について

議案第2号 平成30年度役員報酬額について

議案第3号 平成30年度会費の賦課及び徴収方法（案）について

議案第4号 役員を選任について

通常総会 特別講演会の開催

開催日時 平成30年5月31日（木） 午後2時30分より
(通常総会終了後)

開催場所 ホテルモントレ札幌 2階 ビクトリア
札幌市中央区北4条東1丁目

講演テーマ 「食と農の未来を考える
—新潮流と変わらぬ本質—」(仮題)

講師 福島大学 教授 生源寺 真 一 氏
東京大学 名誉教授

◆二月に岩見沢市で開催した地方講演会を収録。北大の東山准教授は、メガFTA時代を迎えるに当たり、「国民合意にもつづく農政」への転換の重要性を強調された。

ホクレン農総研の仁平特任技監は、豊富な現地調査結果を基に、道内の水田利用の地域性には適地適産的な合理性があり、今後の水張り面積の維持・拡大意欲には地域差が見られること、また、水稻供給力の維持・確保には省力技術の展開が急務であると解説された。

◆「力強い北海道農業の構築に向けて」では、四人の道外の学識経験者の提言を連載。第一回は齋藤修千葉大名誉教授です。昔から農畜産物の加工に取組んできた北海道農業。「今後、家族経営は集約的な品目に注力し原料農産物は管理作業中心となるため、原料農産

DATA FILE

関連事項 / DATA

北海道大学 大学院農学研究院
〒060-8589
札幌市北区北9条西9丁目
☎ 011 (716) 2111

ホクレン農業協同組合連合会 農業総合研究所
〒060-0906
札幌市東区北6条東7丁目375番地
☎ 011 (742) 5433

ホクレン農業協同組合連合会
〒060-8651
札幌市中央区北4条西1丁目3番地

北海道農政事務所
〒064-8518
札幌市中央区南22条西6丁目2-22
エムズ南22条第2、第3ビル

鷹栖町役場
〒071-1292
上川郡鷹栖町南1条3丁目5番1号
☎ 0166 (87) 2111
Fax 0166 (87) 2196

一般社団法人 北海道地域農業研究所
〒060-0806
札幌市北区北6条西1丁目4番地2
ファーストプラザビル7階
☎ 011 (757) 0022
Fax 011 (757) 3111
HP : <http://www.chiikinouken.or.jp>
E-mail : office47@chiikinouken.or.jp

物の農作業のコントラ事業が拡大し、食品加工メーカーと産地との関係が一層深化する」。本道農業の将来像を大胆に提起いただいた。◆四月から生乳の流通改革がスタート。ホクレン酪農部より新制度と指定団体の役割を解説いただいた。

◆今号からのエッセイの執筆は、北海道農政事務所の蛭名理恵さん。

「北海道にはたくさんの『ここにしかないもの』、気づいていない魅力、たくさんの可能性があるはず」。蛭名さんが地域で見つけた宝物(者)を四回に渡って紹介いただきます。

◆平成の米騒動(一九九三年)時の食料自給率は何%?食料自給率をめぐる諸問題や食料主権の問題への見解を開陳した「所長の直

(入江 千晴)

言」。半世紀に及ぶ「筋金入り」の食料の海外依存路線に終止符を「打ちましよう」。

◆多くの感動をくれた平昌五輪。中でもスピードスケート女子五〇〇m。レース直後、金銀に輝いたライバル同士が互いに讃え合う姿が、爽やかでした。

Meat Packer Incorporation

安全・安心な食肉を
真心こめて
全道5工場から
全国の皆様へ
お届けします。



株式会社 北海道畜産公社

代表取締役社長 山内 啓二

本社 〒060-0004 札幌市中央区北4条西1丁目1番地 共済ビル3階
TEL (011) 242-4129 FAX (011) 242-2929

印刷媒体を通して、お客さまの
お役に立つ企業を目指します

デザインから印刷・製本まで
一貫した社内体制で、
それぞれのニーズにお応えします

 富士プリント株式会社

本社
〒060-0003 札幌市中央区北3条西17丁目2番地33-4
TEL (011) 623-1777 FAX (011) 623-1778
URL : <http://www.fujiprint.co.jp/>

東京支店
〒102-0072
東京都千代田区飯田橋3-11-20 山田ラインビル2 4階
TEL (03) 3261-2613 FAX (03) 5211-8235



日本には、 北海道がある。

安全なおいしさを守ること、支えること。

大地から、暮らしへ。北海道から、日本の食を。



いつでも、どなたにでも。
北海道のおいしさをお届けしています。

ホクレングリーンネットショップ
URL <http://www.hokurengreennetshop.jp/>



パソコン・ケータイ
または
スマートフォンから
アクセス!